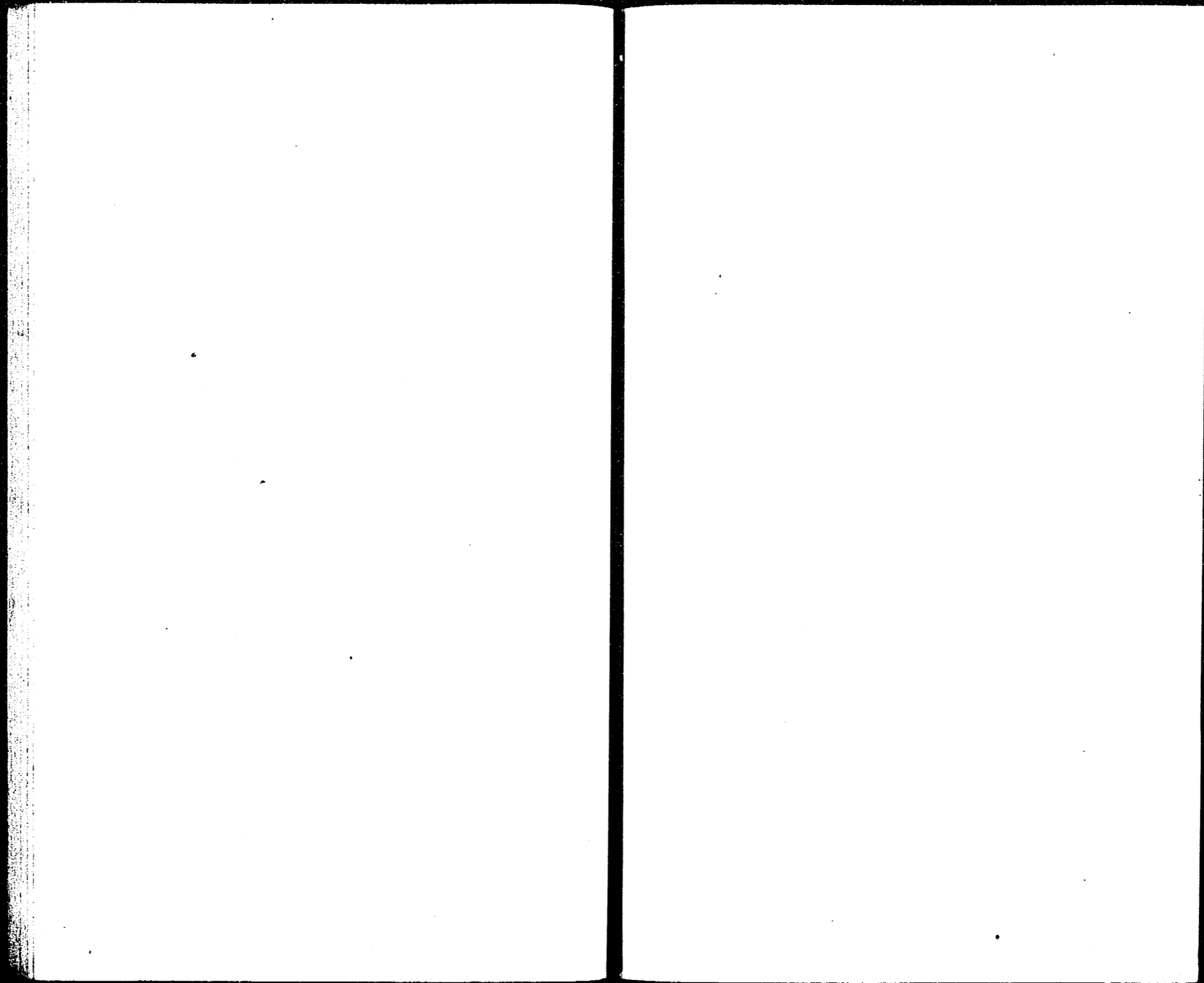




明治三十九年九月現行  
關東洲民政署法規提要  
續篇



關東洲民政署法規提要續  
籍

例言

- 一 本書ハ關東洲民政署法規提要刊行ノ後關東總督府並關東洲民政署ニ於テ  
明治三十九年八月末日迄ノ間ニ發布シタル法規ヲ掲載ス
- 一 内規内達内訓等ハ掲載セス
- 一 法規中一時ノ施行ニ止ムルモノ又ハ法規ニ附屬ノ別冊書式圖表及様式ハ  
之ヲ省畧ス

明治三十九年十一月

關東都督官房文書科

關東洲民政署法規提要續編索引目錄(各項目ノ下括弧内ノ數字ハ其ノ番號ナリ)

○府令

- 日本滿洲間新聞電報取扱開始(關東總督府三)
- 貨物輸出入稅規則廢止(同四)
- 關東洲審理所條例(同五)
- 關東洲刑事審理規則(同六)
- 關東洲民事審理規則(同七)
- 關東洲刑罰令(同八)
- 關東總督府管内旅行取締規則廢止並外國人安奉鐵道便乘ノ件(同九)
- 遺棄兵器賣買取締規則(同一〇)
- 安奉鐵道ニ依ル旅行ニハ旅券ヲ要セサル件(同一一)
- 關東陸軍監獄刑事被告人就業規程(同一二)
- 輸送營業規則中改正(同一三)
- 外國人ノ所有ニ係ル關東洲内土地家屋處分方(同一五)
- 關東總督府管内銃砲火藥取締法(同一六)
- 關東總督府管内居住營業許可區域中改正(同一七)

一頁 三三三 〇六 二二 二四 二四 二五 二五 二六 二六



○署令

- 生河豚販賣貯藏禁止(一九)
- ベスト豫防ノ爲襪襪類輸入禁止解除(二〇)
- 阿片販賣業及煙館業營業稅規則(二二)
- 荷馬車取締規則(二三)
- 理髮營業者取締規則(二四)
- 人力車營業取締規則(二五)
- 畜犬取締規則(二六)

○訓令

- 巡捕採用方並巡捕長ヲ置クノ件(二三)
- 巡捕採用及教習規程(二四)
- 巡捕服制(二五)
- 巡捕給與規程(二六)
- 巡查懲罰例ヲ巡捕ニ準用ノ件(二七)
- 戸口調査規程(二八)
- 關東洲民政署報告例(二九)

一七  
一七  
一九  
二一  
二二  
二三  
三〇  
三三  
三一  
三一  
三四  
三六  
三七  
三七  
四三

- 巡查精勤證書授與規程(二〇)
- 荷馬車取締規則施行手續(二一)
- 警察官吏非常召集規程(二二)
- 警察操典(二三)
- 巡査點檢規則(二四)
- 巡査訓授規程(二五)
- 消防組規程(二六)

○告示

- 殘留財産調査ノ爲メ渡航者取締規則中改正(關東總督府二)
- 殘留財産調査ノ爲メ渡航ノ外國人渡航許可證不要ノ件(同三)
- 諸稅滯納者財産差押執行並帳簿物件調査吏員證票(二五)
- 東清鐵道公衆列車保護ノ件(二六)
- 大連魚市場設立認可(二七)
- 大連棧橋使用規則(二八)
- 大連棧橋出入者心得(二九)
- 日本橋以北公用ノ外荷馬車通行禁止(三〇)
- 旅順ニ於ケル漁業許可願書提出方(三一)

四四  
四五  
四六  
四九  
五〇  
五六  
五八  
六七  
六七  
六八  
六八  
六八  
六九  
七〇  
七三  
七三  
七四

- 粗糶家屋取拂ノ件(三二)
- 旅順魚市場設立認可(三三)
- 倉庫使用規程(三四)
- 電話加入許可者並加入料下戻ニ關スル件(三五)
- 大連市市場貸下規程中改正(三七)
- 大連商品陳列館陳列料改正(三八)
- 電話規則(三九)
- 阿片販賣業及煙館營業稅規則中第六條ニ依ル届出方(四〇)
- 金州支署出張所名稱位置及所轄區域(四一)
- 適合荷馬車ニハ告示第三十號ノ制限ヲ適用セサル件(四二)
- 常盤公園内地區貸下料中改正(四三)
- 大連市市場貸下規程中改正(四四)
- 大連市市場貸下料中改正(四五)

七四  
七四  
七五  
七五  
七六  
七六  
八三  
八三  
八四  
八四  
八五

## 關東洲民政署法規提要 續

### ◎府令

#### ●日本滿洲間新聞電報取扱開始 (明治三十九年四月五日 關東總督府府令第三號)

公衆電報ヲ取扱フ在滿洲軍用通信所ニ於テ四月五日ヨリ日本ト滿洲間ニ發著スル新聞電報ノ取扱ヲ開始ス  
右公布ス

新聞電報發受ニ關シ注意スヘキ要件左ノ如シ

- 一 新聞社通信社又ハ新聞通信員ヨリ新聞社又ハ通信社ニ宛テ新聞紙ニ登載スル目的ヲ以テ日本ト滿洲間新聞電報ヲ發受セントスルモノハ本要件各項ヲ了得セラレタシ
- 二 新聞電報ハ受信者必ス其電報ノ事項ヲ新聞紙上ニ登載セサルヘカラス
- 三 日滿間發受ノ新聞電報ハ左ノ種類ニ限ル
  - 一 片假名ヲ以テ記載シタル普通日本語
  - 二 普通ノ英語若クハ羅馬文字ニ綴リタル普通日本語(歐文電報取扱ノ局所ニ限ル)
 但シ歐文電報中數字又ハ文字ヲ以テ示シタル商標若クハ商號ハ普通語ト見做スト雖和文電報中片假名ト羅馬文字ト混用スルヲ得ス
- 四 新聞電報トシテ差出シタルモノト雖モ當該電信官署ニ於テ新聞電報ニ非スト認ムルトキハ之カ

- 取扱ヲ拒絶スルコトアルヘシ
- 五 新聞電報ハ至急、返信料前納、照校、受信報知又ハ傳送配達上特殊ノ指定ヲ付スルコトヲ得ス但シ同文電報トナスコトヲ得
- 六 新聞電報料金ハ日本滿洲間一語金十二錢トス
- 七 新聞電報ヲ差出サントスルモノハ豫メ其受信者タル新聞社名又ハ通信社名及其所在地ヲ電報ノ發達ヲ依頼セントスル電信官署ニ又タ同電報ヲ受取ラントスル者ハ發信者タル新聞社名又ハ通信社名及其所在地名又ハ新聞通信員ノ氏名住所ヲ其電報ノ配達ヲ受クヘキ電信官署ニ届出ルヲ要ス
- 八 新聞電報ヲ受ケタル者ハ其ノ電報事項ヲ登載シタル新聞紙ヲ其ノ電報ノ配達ヲ受ケタル電信官署ニ差出スヘシ
- 九 新聞電報ニアラサル通信ヲ新聞電報トシテ差出シタルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ通常電報ニ訂正シ其不足料金ヲ受信人ヨリ追徴ス(受信人追徴シ得サルトキハ發信人ヨリ)又正當ノ理由ナクシテ受信シタル同電報ヲ次回發行ノ新聞紙ニ掲載セサルトキハ之ヲ通常電報ニ訂正シ其不足料金ヲ發信人ヨリ追徴ス此場合其情狀ニヨリ六ヶ月以内ノ期限ヲ以テ新聞電報ノ取扱ヲ拒絶スルコトアルヘシ
- 十 通信輻輳ノ場合一般ノ電報傳送ニ妨ケアリト認ムルトキハ新聞電報ノ取扱ヲ停止スルコトアルヘシ
- 十一 右以外ノ事項ハ最寄電信官署ニ就キ承合スヘシ

●貨物輸出入税規則廢止(明治三十九年六月十三日)

(關東總督府府令第四號)

遼東守備軍令達第二十二號貨物輸出入税規則ハ來ル六月三十日限り廢止ス

●關東洲審理所條例(明治三十九年六月二十六日)

(關東總督府府令第五號)

●關東洲刑事審理規則(明治三十九年六月二十六日)

(關東總督府府令第六號)

關東洲刑事審理規則左ノ通相定ム

關東洲刑事審理規則

- 第一條 檢察官告訴、告發其ノ他ノ原由ニ依リ犯罪アルコトヲ知リタルトキハ其ノ證據及犯人ヲ搜查スヘシ
- 第二條 民政署警務部長ハ民政署直轄區域内ニ於テ民政署支署長ハ其ノ管轄區域内ニ於テ犯罪搜查ニ付檢察官ト同一ノ權ヲ有ス
- 第三條 警視、警部ハ檢察官ノ補佐トシテ其ノ指揮ヲ承ケ犯罪ヲ搜查スヘシ
- 第四條 何人ニ限ラス犯罪ニ因リ損害ヲ受タル者ハ檢察官、民政署警務部長又ハ民政署支署長ニ告訴スルコトヲ得
- 第五條 官吏其ノ職務ヲ行フニ依リ犯罪ヲ認知シタルトキハ檢察官ニ告發スヘシ



- 何人ニ限ラス犯罪アルコトヲ認知シタルトキハ檢察官、民政署警務部長又ハ民政署支署長ニ告發スルコトヲ得
- 第六條 警視、警部及巡查其ノ職務ヲ行フニ當リ懲役以上ノ刑ニ該ルヘキ犯罪ヲ認知シタルトキハ直ニ其ノ被告人ヲ逮捕又ハ引致スヘシ
- 何人ニ限ラス前項ノ現行犯ヲ認メタルトキハ直ニ其ノ被告人ヲ逮捕スルコトヲ得其ノ逮捕シタル被告人ハ速ニ檢察官若ハ警視、警部又ハ巡查ニ交付スヘシ
- 第七條 檢察官犯罪ノ捜査ヲ終リ被告事件罪トナルヘキモノト思料シタルトキハ其ノ證據及事實參考トナルヘキ事物ヲ具シ審理所ニ起訴スヘシ
- 第八條 檢察官ハ捜査上必要ト認メタルトキハ被告人ニ對シ拘引狀又ハ拘留狀ヲ發スルコトヲ得但シ拘留後二十日以内ニ起訴セサルトキハ之ヲ釋放スヘシ
- 第九條 審理官訴ヲ受理シタルトキハ被告人ニ對シ先ツ召喚狀ヲ發スヘシ但シ事實發見ノ爲メ必要ト認メタルトキハ直ニ拘引狀又ハ拘留狀ヲ發スルコトヲ得
- 第十條 拘留狀ハ被告人ヲ訊問シタル後ニ在ラサレハ之ヲ發スルコトヲ得但シ被告人逃亡シタル場合ニ於テハ直ニ之ヲ發スルコトヲ得
- 第十一條 審問ハ審理官、檢察官及書記出廷シテ之ヲ爲ス但シ檢察官ハ必要ト認メサルトキハ立會ハサルコトヲ得
- 第十二條 審理官ハ事實發見ノ爲證人ヲ喚問シ鑑定ヲ命シ臨檢ヲ爲シ家宅ヲ搜索シ及物件ヲ押收スルコトヲ得

- 第十三條 審理官ハ職務執行ノ爲警部、巡查ヲ指揮シ又ハ官吏ヲ喚問スルコトヲ得但シ官吏喚問ノ場合ニハ其ノ所屬長官ノ許諾ヲ得ルコトヲ要ス
- 第十四條 審理官審問ヲ終リタルトキハ判決ヲ以テ其ノ處分ヲ言渡スヘシ
- 第十五條 死刑ニ該ル被告事件ハ民政長官ノ認可ヲ經テ判決ヲ宣告スヘシ
- 民政長官若認可セサルトキハ審理所ヲシテ更ニ其ノ事件ヲ審理セシム
- 第十六條 判決書ニハ主文ノ外事實及理由ヲ付シ年月日、其ノ事件ニ關與シタル檢察官ノ官氏名ヲ記載シ審理官、書記共ニ署名捺印スヘシ
- 第十七條 被告人逃亡シ又ハ正當ノ理由ナクシテ公判ノ期日ニ出頭セサルトキハ檢察官ノ意見ヲ聽キ判決ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テハ職權ヲ以テ判決書ヲ被告人ニ送達スヘシ
- 審理官ハ必要ト認ムル時ハ判決ノ言渡ヲ中止スルコトヲ得
- 第十八條 檢察官又ハ被告人ハ始審部ノ判決ニ對シ上訴ヲ爲スコトヲ得
- 第十九條 上訴ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ三日トス但シ第十七條ノ場合ニ於テ被告人判決書ノ送達ヲ受ケ又ハ判決アリタルコトヲ知リタル日ヨリ三日トス
- 第二十條 覆審部ハ上訴ヲ受理シタルトキハ左ノ判決ヲ爲スヘシ
  - 一 上訴ヲ理由ナシトスルトキハ之ヲ棄却スヘシ
  - 二 上訴ヲ理由アリトスルトキハ始審判決ヲ取消シ更ニ言渡ヲ爲スヘシ
- 第二十一條 上訴期間内及上訴アリタルトキハ判決ノ執行ヲ停止ス
- 第二十二條 判決ニ錯誤アルコトヲ發見シタルトキハ民政長官ハ審理所ニ其ノ再審ヲ命スルコトヲ



得

- 第二十三條 刑ノ執行ハ檢察官之ヲ指揮ス但シ死刑ハ關東總督ノ指揮ヲ受クルヘアラサレハ之ヲ執行スルコトヲ得ス
- 第二十四條 刑ノ執行中ニ在ル者後悔ノ狀顯著ナルトキハ關東總督ハ其ノ刑ノ全部若ハ一部ヲ赦免スルコトヲ得
- 第二十五條 體刑ノ言渡ヲ受ケ其ノ執行ヲ遅レタル者ニ對シ檢察官ハ逮捕狀ヲ發スヘシ第十七條ノ場合亦同シ
- 第二十六條 此ノ規則ニ定ムルモノノ外必要ナル規程ハ民政長官之ヲ定ム

附則

本令ハ明治三十九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

●關東洲民事審理規則(明治三十九年六月二十六日)

關東洲民事審理規則左ノ通相定ム

關東洲民事審理規則

- 第一條 民事訴訟ハ地方ノ法規、慣習及帝國民法、商法ノ他ノ附屬法規ヲ參酌シテ之ヲ審理ス
- 第二條 訴訟ヲ提起セムトスル者ハ審理所ニ先ツ勸解ノ申立ヲ爲スヘシ
- 第三條 勸解ノ申立ハ左ノ諸件ヲ掲ケタル申立書及其ノ謄本ヲ審理所ニ提出シテ之ヲ爲スヘシ
  - 一 當事者ノ氏名、職業、住所

- 二 請求ノ目的
  - 三 請求ノ事實
  - 四 證據
  - 五 申立ノ年月日
  - 六 申立人又ハ代理人ノ署名捺印
- 第四條 勸解ノ申立アリタルトキハ相手方ニ申立書謄本ヲ送達シ期日ヲ定メ當事者雙方ヲ呼出スヘシ
- 第五條 勸解ニハ代人ヲ用キルコトヲ得ス但シ許可ヲ受ケ親族又ハ雇人ヲ以テ代理セシムルハ此ノ限ニ在ラス
- 第六條 勸解成立シタルトキハ調書ヲ以テ左ノ事項ヲ明確ニシ審理官、書記ト共ニ署名捺印スヘシ
- 一 當事者ノ表示
  - 二 請求ノ要旨
  - 三 答辨ノ要旨
- 四 勸解ノ成立事項
- 第七條 成立シタル勸解ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有ス
- 第八條 勸解成立セザルトキハ審理所ハ直ニ訴訟事件トシテ審問シ又ハ別ニ期日ヲ定メ之ヲ審問スヘシ
- 第九條 審理所ハ必要アリト認ムルトキハ被告ニ答辨書及ヒ其ノ謄本ノ提出ヲ命スルコトヲ得

- 答辨書ニハ左ノ諸件ヲ掲クヘシ
  - 一 當事者ノ氏名、職業、住所
  - 二 答辨ノ事實
  - 三 證據
  - 四 提出ノ年月日
  - 五 被告又ハ代理人ノ署名捺印
- 第十條 訴訟ニハ審理官ノ許可ヲ受ケ代人ヲ用キルコトヲ得  
前項ノ許可ハ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得
- 第十一條 公益ノ爲必要アリト認ムルトキハ檢察官ハ審問ニ立會ヒ意見ヲ述フルコトヲ得
- 第十二條 審理官ハ證人ヲ喚問シ鑑定ヲ命シ臨檢ヲ爲シ物件ヲ差押ヘ其ノ他便宜ノ處分ヲ爲スコトヲ得
- 第十三條 審理官ハ職務執行ノ爲警部、巡査ヲ指揮スルコトヲ得
- 第十四條 審問終結シタルトキハ審理官ハ判決ヲ言渡スヘシ
- 判決書ニハ左ノ事項ヲ記載シ審理官、書記ト共ニ署名捺印スヘシ
  - 一 當事者
  - 二 事實及爭點ノ摘示
  - 三 判決ノ理由
  - 四 判決主文

- 五 判決ヲ爲シタル年月日
- 六 審理所ノ名稱
- 七 立會シタル檢察官ノ官氏名
- 第十五條 審問期日ニ當事者ノ一方出頭セサルコトアルモ審理官ハ出頭シタル相手方ノ申請ニ依リ直ニ判決ヲ爲スコトヲ得
- 第十六條 判決ハ職權ヲ以テ之ヲ送達ス
- 第十七條 始審部ニ於テ言渡シタル判決ニ不服アル者ハ上訴ヲ爲スコトヲ得
- 第十八條 上訴期間ハ判決ノ送達アリタル日ヨリ十四日トス
- 第十九條 上訴ノ提起ハ左ノ諸件ヲ掲ケタル申立書及其ノ謄本ヲ提出シテ之ヲ爲ス
  - 一 始審判決ノ表示
  - 二 不服ノ程度及其ノ理由
  - 三 申立ノ年月日
  - 四 申立人ノ署名捺印
- 第二十條 前條ノ申立ヲ受理シタルトキハ覆審部ハ其ノ謄本ヲ相手方ニ送達シ相當ノ期間ヲ定メ答辨書及其ノ謄本ヲ提出セシムヘシ
- 答辨書ノ謄本ハ之ヲ相手方ニ送達スヘシ
- 第二十一條 前條ノ手續ヲ終リタルトキハ覆審部ハ審問ノ期日ヲ定メ當事者雙方ヲ呼出スヘシ
- 第二十二條 覆審部ハ上訴理由ナシトスルトキハ判決ヲ以テ之ヲ毀却シ理由アリトスルトキハ始審



判決ヲ取消シ更ニ判決ヲ言渡スヘシ

第二十三條 訴訟費用ハ敗訴者ノ負擔トス其ノ額ハ當事者ノ申立ヲ斟酌シテ判決確定後審理官之ヲ決定ス

前項ノ決定ハ本案判決ノ一部ト見做ス

第二十四條 確定ノ判決及成立シタル勸解ハ執行文ヲ附與スルニアラサレハ之ヲ執行スルコトヲ得

執行文ハ當事者ノ申請ニ依リ書記之ヲ附與ス

第二十五條 前條ノ執行及此ノ規則ニ因ル送達ハ書記之ヲ行フ書記ハ執行送達ヲ巡查ニ命スルコトヲ得

第二十六條 此ノ規則ニ定ムルモノノ外必要ナル視程ハ民政長官之ヲ定ム

附 則

本令ハ明治三十九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

●關東洲刑罰令(明治三十九年六月二十六日)

(關東總督府府令第八號)

關東洲刑罰令左ノ通相定ム

關東洲刑罰令

第一條 關東洲民政署管轄區域内ノ安寧秩序ヲ紊シ又ハ人ノ生命、身體、自由、名譽、財産ニ害ヲ加フルノ所爲ハ地方ノ法規慣例及帝國刑法ノ正條ニ照シ以下定ムル所ノ刑例ニ依リ處斷ス但シ慣

例ハ支那人ニ限り之ヲ適用ス

第二條 刑ヲ分テ死刑、懲役、沒收、罰金、笞刑、拘留、科料ノ七種トス但シ笞刑ハ支那人朝鮮人ニ限り之ヲ適用ス

犯罪ノ情狀ニ因リ懲役ニ沒收又ハ罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三條 刑ノ處分ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 死刑ハ絞首ス

二 懲役ハ十一日以上トシ獄ニ拘禁シ定役ニ服セシム

但シ情狀ニ因リ服役セシメサルコトヲ得

三 沒收ハ法令ニ於テ所有ヲ禁シタル物件及犯人ノ所有ニシテ犯罪ノ用ニ供シ又ハ犯罪ニ因テ得

タル物件ヲ官沒ス

但シ支那人朝鮮人ニ對シテハ其ノ資産ノ全部又ハ一部ヲ官沒スルコトヲ得

四 罰金ハ二圓以上トス

五 笞刑ハ百以下トシ鞭ニ鞭ス

六 拘留ハ十日以下トシ拘留場ニ留置ス

七 科料ハ一圓九十五錢以下トス

第四條 罰金ハ裁判確定ノ日ヨリ十五日内ニ納完セシム若限内納完セサルトキハ強制處分ニ依リ之

ヲ徵收シ仍納完スルコト能ハサルトキハ懲役又ハ笞刑ニ換フ

第五條 罰金ヲ懲役ニ換フルトキハ一圓ヲ一日ニ折算ス其ノ一圓ニ滿サルモノト雖亦同シ但シ二年

ヲ超ユルコトヲ得ス

罰金ヲ管刑ニ換フルトキハ一圓ヲ管五ニ折算ス其ノ一圓ニ滿サルモノト雖亦同シ

第六條 科料ハ裁判確定ノ日ヨリ五日内ニ納完セシム若限内納完セサルトキハ強制處分ニ依リ之ヲ徵收シ仍納完スルコト能ハサルトキハ拘留ニ換フ

科料ヲ拘留ニ換フルトキハ前條第一項ノ例ニ依ル

第七條 所犯情狀原諒スヘキ者ハ酌量シテ其ノ刑ヲ減免シ又ハ其ノ刑ノ執行ヲ猶豫スルコトヲ得

附 則

第八條 本令ハ明治三十九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令施行前ノ犯罪ニモ亦之ヲ適用ス

明治三十八年八月六日軍令刑事處分例ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

●關東總督府管内旅行取締規則廢止并外國人安奉鐵道便乘ノ件

(明治三十九年七月三日 關東總督府令第九號)

府令第一號ヲ以テ令達シタル關東總督府管内旅行取締規則ハ自今廢止ス

但シ外國人ニシテ安奉鐵道ニ便乘セントスルモノハ當府ノ許可ヲ受クルヲ要ス

●遺棄兵器賣買取締規則(明治三十九年七月四日 關東總督府令第十號)

遺棄兵器賣買取締規則左ノ通り定ム

遺棄兵器賣買取締規則

第一條 遺棄兵器ト稱スルハ銃砲、刀劍、彈丸、藥莢、其他金屬類、爆發物等ニシテ戰場若シクハ

其附近地方ニ遺棄セラレタルモノヲ云フ

第二條 廢品ト認ムヘキモノニシテ危害ノ虞ナキ遺棄兵器ハ何人ト雖モ之ヲ所有スルコトヲ得

但シ銃砲及ヒ小銃ノ實包、全形填藥砲彈、爆發物其他危害ノ虞アル者ヲ發見若クハ收蒐シタル

トキハ速カニ憲兵若クハ警察官ニ届出ツヘシ

憲兵若クハ警察官ニシテ特ニ技術上ノ検査ヲ要スルモノト認ムルモノアルトキハ旅順要塞司令部

關東兵器廠又ハ最寄砲兵隊ヘ検査ヲ請求スルコトヲ得

第三條 前條但書ノ物件ハ指定價格ヲ以テ官ニ於テ之ヲ買収又ハ無償ニテ收用ス

買収又ハ收用シタルモノハ其品目員數價格ヲ關東總督ヘ報告スルト同時ニ物品ハ關東兵器廠ヘ送

付スヘシ

第四條 憲兵及ヒ警察官ハ必要ト認ムルトキハ何人ノ所有ヲ問ハス遺棄兵器ノ検査ヲ爲シ不正ノ原

因若クハ危害ノ虞アリト認ムルトキハ之ヲ差押フルコトヲ得

第五條 第二條ニ掲ル物品ノ賣買取締營業ト爲サント欲スルモノハ所轄民政署、軍政署、軍務署ニ届

出ツヘシ

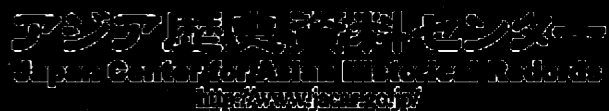
第六條 第二條但書ノ届出ヲナサ、ル者及ヒ第四條ノ検査ヲ受ルヲ拒ミ若クハ之ヲ隱匿シタルモノ

ハ貳圓以上貳拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 第五條ノ届出ヲ爲サスシテ營業シタル者ハ一箇月以上一箇年以下ノ監禁若クハ拾圓以上百

圓以下ノ罰金ニ處ス

監禁及罰金ハ情狀ニヨリ之ヲ併科スルヲ得



第八條 本則ニ違反シテ所持スル物件ハ情狀ニヨリ之ヲ沒收スルヲ得  
第九條 本則違反者ハ關東總督府軍事法廷若クハ被告人所在地ノ師團軍事法廷ニ於テ審判ス

附 則

本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十八年五月旅順要塞司令官ノ發布シタル彈片打殼藥莖等處分法同年十一月旅順要塞第二七號銅黃銅類軍用廢棄品賣買ニ關スル檢査並ニ輸出規則及ヒ當府發布ノ遺棄兵器材料買收令ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

本則施行以前第二條ニ掲ル物品ノ賣買營業ノ許可ヲ受ケタルモノハ引續キ其効力ヲ有シ第五條ノ届出ヲ要セス

●安奉鐵道ニ依ル旅行ニハ旅券ヲ要セサル件(明治三十九年七月十五日 關東總督府令第十一號)

自今安奉鐵道ニ依ル旅行ニハ内外人共旅券ヲ要セス  
但シ各旅行者ハ豫メ該鐵道ノ設備不完全ニシテ頗ル危險ナルコトヲ承知スヘシ

●關東陸軍監獄刑事被告人就業規程(明治三十九年七月十八日 關東總督府令第十二號)

關東陸軍監獄刑事被告人就業規程左之通り定ム

關東陸軍監獄刑事被告人就業規程

第一條 關東陸軍監獄長又ハ分監長ハ刑事被告人ニ就業ヲ勸誘シ監獄構内外ノ作業ニ服セシム

刑事被告人ニシテ帝國臣民ナルトキハ監獄構内ノ作業ニ從事セシムヘシ但構内ニ於テ適當ノ作業ナキトキハ此限ニアラス

第二條 前條ニ依リ作業ニ從事スル者ニハ陸軍監獄條例第二十一條ニ依リ工錢ヲ給スルコトヲ得

第三條 作業ニ從事スル刑事被告人ニシテ兇暴又ハ逃走等ノ虞アル者ニハ戒具ヲ使用スルコトヲ得

第四條 本規程ニ依ル作業ノ撰定、服務時間及監視方法等ハ關東陸軍監獄長又ハ分監長之ヲ定ム

第五條 本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●輸送營業規則中改正(明治三十九年七月二十六日 關東總督府令第十三號)

明治三十八年十二月二十七日附關總副政第二六八號當府管内輸送營業規則ヲ左ノ通り訂正ス

一 第四條第二號ヲ刪除ス

二 第五、第六、第七條全文ヲ刪除ス

三 第八條ヲ第五條トナス

四 第九條ヲ第六條トナシ其全文ヲ左ノ如ク改ム

輸送營業者又ハ其使用人ニ於テ不都合ノ所爲アルキハ情狀ニヨリ罰銀許可取消退去等ヲ命スルコトアルヘシ

●外國人ノ所有ニ係ル關東州内土地家屋處分方(明治三十九年八月十五日 關東總督府令第十五號)

(明治三十九年九月一日關東總督府令第九號ヲ以テ本令廢止)

●關東總督府管内銃砲火藥取締法(明治三十九年八月二十七日)

當府管内銃砲火藥取締法左ノ通定ム

關東總督府管内銃砲火藥取締法

第一條 銃砲火藥(雷管等火藥其他)ハ民政署又ハ民政支署ノ免許ヲ經ルニ非ラサレハ之レカ輸入、製造、販賣、貯藏、若クハ所有ヲ爲スコトヲ得ス但シ廢品ト認ムヘキ遺棄兵器及日本人又ハ外國人(支那人)ニシテ護身ノ爲メニ所持スル銃器彈藥ハ此ノ限リニアラス

第二條 支那人ニシテ現ニ銃砲火藥ヲ所有スル者ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ民政署又ハ民政支署ニ願出テ免許ヲ受クヘシ

第三條 本令ニ違フ者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處シ仍其物件ヲ沒收ス

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

●關東總督府管内居住營業許可區域中改正(明治三十九年八月二十七日)

本年五月三十日關總副政第七〇三號ヲ以テ發布シタル關東總督府管内ニ居住營業ヲ許スヘキ區域中へ左ノ追加ス

露國政府ヨリ八月一日受領シタル東清鐵道終末點以南ノ鐵道線路沿道中守備隊所在地附近ノ鐵道附屬地内

◎署 令

●生河豚販賣及貯藏禁止(明治三十九年五月十七日)

生河豚販ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ貯藏スルコトヲ得ス

生河豚ハ食用ニ供スルコトヲ得ス

本令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●ベスト豫防ノ爲襪類輸入禁止解除(明治三十九年五月二十四日)

明治三十九年一月署令第一號ハ之ヲ廢止ス

●阿片販賣業及煙館營業稅規則(明治三十九年七月一日)

阿片販賣業及煙館營業稅規則當分ノ内左ノ通相定ム

阿片販賣業及煙館營業稅規則

第一條 本則ニ於テ阿片ト稱スル阿片及阿片ノ主成分ヲ含有スル製品ヲ謂フ但シ藥用阿片及阿片ノ

主成分ヲ含有スル製劑ヲ除ク

第二條 營業稅ハ左ノ課稅標準及稅率ニ依リ賦課ス

一 阿片販賣業



年 稅 實上金額 卸 百分ノ十五  
 從業者 小賣 百分ノ二十  
 每一人銀 六圓

一 煙 館 業

月 稅 收入金額 百分ノ二十  
 煙箱一本ニ付銀五十錢

- 第三條 煙館業トハ一定ノ場所ニ於テ阿片ヲ吸食セシムルモノヲ謂フ
- 第四條 本業ヲ開始セムトスル者ハ所轄民政署又ハ民政署支署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ
- 第五條 本業者ニ非サレハ關東洲外ヨリ阿片ヲ購入其ノ他收受スルコトヲ得ス
- 第六條 本業者關東洲外ヨリ阿片ヲ購入其ノ他收受セムトスルトキハ其ノ都度豫メ其ノ數量及讓渡者ノ住所氏名ヲ所轄民政署又ハ民政署支署ニ届出ヘシ
- 第七條 本業者ヲ除ク外阿片ヲ讓渡又ハ交換スルコトヲ得ス
- 第八條 本業者ハ帳簿ヲ設ケ阿片ノ授受ヲ明細ニ記載スヘシ
- 第九條 第四條第五條第六條第七條ニ違反シタル者ハ銀千圓以下ノ罰金ニ處シ阿片ヲ沒收ス
- 第十條 本令ニ特別ノ規定アルモノノ外總テ明治三十九年署令第十八號關東洲營業稅規則ヲ適用ス

附 則

本令ハ明治三十九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 本令施行ノ際現ニ本業ヲ營ム者ハ施行後十五日以内ニ第四條ノ手續ヲ爲スヘシ  
 本令ハ特許料ヲ納メテ販賣スル阿片ニ關シテハ之ヲ適用セス

荷馬車取締規則(明治三十九年七月十九日)

荷馬車取締規則左ノ通相定ム

荷馬車取締規則

- 第一條 荷馬車ノ構造ハ左ノ制限ニ依ルヘシ
  - 一 車臺ハ長サ八尺以下幅四尺以下トス
  - 二 轆輻ハ二輪車ハ四寸以上四輪車ハ三寸以上トス
  - 三 四輪車ノ前車輪ハ左右ニ旋轉シ得ル裝置ヲ爲スヘシ
  - 四 轆面ハ扁平ニシ釘又ハ繼目ノ爲凸凹アルモノヲ用ユルコトヲ得ス
  - 五 道路ヲ磨擦スヘキ摺木又ハ齒止ノ類ヲ裝著スルコトヲ得ス
  - 六 車臺ノ前後又ハ左右ニ其ノ面積ヲ擴張スヘキ物ヲ裝著スルコトヲ得ス
- 第二條 輓馬ハ二頭ヲ超ユヘカラス但シ牛一頭ハ馬二頭ニ準ス
- 同一ノ車輛ニ牛馬ヲ混用スルコトヲ得ス
- 荷馬車ニハ驢馬ヲ使用スルコトヲ得ス
- 第三條 荷馬車ヲ使用セムトスル者ハ本署又ハ支署ニ願出テ其ノ車臺及馬匹ノ檢査證ヲ受クヘシ
- 第四條 荷馬車三輛以上ヲ續行セシムルトキハ三輛毎ニ三間以上ノ距離ヲ存スヘシ荷馬車ハ並行又ハ連繫スルコトヲ得ス但シ長大ノ物件ヲ運搬セムカ爲並行又ハ連繫セムトスル場合ハ豫メ本署又ハ支署ノ許可ヲ受クヘシ

第五條 積荷ノ容積ハ高サ五尺周圍ノ突出ハ前方及左右各一尺後方五尺ヲ踰ルコトヲ得ス  
第六條 積荷重量ハ左ノ制限ヲ踰ルコトヲ得ス

- 一 一頭曳 千 斤
- 一 二頭曳 二千 斤

第七條 荷馬車ニハ火藥類其ノ他爆發質ノ物件ヲ積載運搬スルコトヲ得ス但シ公用ノ爲官憲ニ於テ

其ノ運搬ヲ命シ又ハ本署若ハ支署ニ於テ特ニ積載運搬ヲ許可シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條 硫酸類(硫酸、鹽酸、硝酸)ヲ荷馬車ニテ運搬セムトスルトキハ安全ニ其ノ容器ヲ包裝スヘシ

若シ流出シタルトキハ直ニ灰又ハ土砂ヲ散布シ最寄警察官署ニ届出ヘシ

第九條 塵芥、汚水、尿、動物ノ骨、肉其ノ他ノ汚物ヲ運搬セムトスルトキハ其ノ露出臭氣ノ發散又

ハ汚汁ノ滲出ヲ防クニ足ルヘキ裝置ヲ爲スヘシ

第十條 車臺及輓馬ハ本署又ハ支署ノ指定シタル日時場所ニ於テ検査ヲ受クヘシ

検査ニ合格セサル車臺及馬匹ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十一條 夜間ハ點燈スルニ非サレハ行車スルコトヲ得ス

第十二條 荷馬車ハ疾驅スルコトヲ得ス

第十三條 此ノ規則及此ノ規則ニ基ク處分ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十四條 此ノ規則ハ明治三十九年八月一日ヨリ施行ス但シ第一條ノ制限ニ適合セサル現在ノ車臺

ハ明治三十九年十二月三十日迄其ノ使用ヲ猶豫ス

附 則

第十五條 此ノ規則ハ當分ノ内大連市以外ニ之ヲ適用セス

●理髮營業者取締規則(明治三十九年七月二十八日 署令第二十四號)

理髮營業者取締規則ノ通相定ム

理髮營業者取締規則

第一條 本則ニ於テ理髮營業ト稱スルハ頭髮、鬚髯ヲ剪削シ又ハ頭髮ヲ結束スル營業ヲ云フ

第二條 理髮營業ヲ爲サムトスル者ハ本籍、住所、氏名、年齢及營業ノ場所ヲ記シ理髮料ノ價格ヲ

定メ本署又ハ支署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

家族、徒弟、雇人其ノ他ノ者ヲシテ從業セシムルトキハ本籍、氏名、年齢ヲ記シ三日以内ニ届出

ヘシ

第三條 二箇所以上ノ營業場ヲ設ケムトスルトキハ管理人ヲ定メ其ノ本籍、住所、氏名、年齢及營

業ノ場所ヲ記シ第二條ノ手續ヲ爲スヘシ

第四條 營業場ハ光線ノ射入空氣ノ流通ヲ宜シクシ地盤ハ漆喰敷キ又ハ石、煉瓦、厚板ヲ以テ布設

スヘシ但シ女髮結營業場ニ對シテハ地盤ノ制限ヲ適用セス

第五條 營業場ハ開業前ニ當該官吏ノ臨檢ヲ受クルニアラサレハ營業ニ使用スルコトヲ得ス

第六條 營業場ニ於テ薪、石炭等ヲ燃燒セムトスル場合ハ屋外ニ通スル煙筒ヲ設クヘシ

第七條 營業場ヨリ流出スル汚水ハ不滲透質ノ溝渠ヲ以テ屋外ニ導キ不滲透質有蓋汚水溜ニ流入セ

シムヘシ



- 第八條 精神病、癲癩者又ハ傳染性ノ疾患アル者ハ業務ニ從事スルコトヲ得ス
- 第九條 就業中ハ身體及衣服ヲ清潔ニシ清淨ナル白上衣ヲ着用スヘシ
- 第十條 就業ハ一人ノ理髮ヲ終ル毎ニ石鹼ヲ以テ手ヲ洗滌シ使用シタル器具ハ石炭酸水石炭酸五分水  
九十四分ニ一分ヲ混シ「フオルマリン」水フオルマリン一分水三  
リゾール「水水九分ヲ混シタルモノ」若ハ無水酒精ヲ以テ消毒スヘシ
- 第十一條 營業場ニハ其ノ廣狹ニ應シ消毒藥液ヲ容レタル適當箇數ノ唾壺ヲ備フヘシ
- 第十二條 營業用ノ被服、被布、手拭、頸卷ノ類、營業用流シ場、椅子、手洗鉢其ノ他ノ器具ハ常ニ清潔ニスヘシ
- 第十三條 營業場ハ常ニ清潔ナラシメ剪除シタル毛髮ハ飛散セサル様一定ノ容器ニ收容スヘシ
- 第十四條 皮膚ニ疾患アル客ヲ理髮シタルトキハ第九條ニ掲クル消毒藥ヲ以テ其ノ都度被服、被布、手拭、頸卷ノ類ヲ消毒スヘシ
- 第十五條 本則第二條第三條ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ三日以内ニ本署又ハ支署ニ届出ヘシ
- 第十六條 營業者ハ營業場内見易キ場所ニ理髮料ノ價格ヲ揭示スヘシ
- 第十七條 當該官吏ハ隨時營業場ニ臨檢スルコトアルヘシ
- 第十八條 當該官廳ハ營業場ノ設備不完全ト認ムルトキハ改築又ハ修繕ヲ命スルコトアルヘシ
- 第十九條 本則第二條第二項ニ掲クル者ノ所爲ト雖營業者其ノ責ニ任スヘシ
- 第二十條 本則第二條乃至第十六條ニ違背シ又ハ第十七條ノ臨檢ヲ拒ミ若ハ第十八條ノ命令ニ従ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

本條ノ處分ヲ受ケタル者ニシテ其ノ情狀重キ者ハ一定ノ期間營業ヲ停止シ若ハ營業許可ヲ取消ス  
コトアルヘシ

附 則

本則ハ明治三十九年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

●人力車營業取締規則(明治三十九年七月三十一日  
署令第二十五號)

人力車營業取締規則左ノ通相定ム

第一章 通 則

- 第一條 此ノ規則ニ於テ人力車營業者ト稱スルハ左ニ掲クル者ヲ謂フ
  - 一 人力車ヲ販賣スル者
  - 二 人力車ヲ貸貸スル者
  - 三 人ヲ使用シ人力車ヲ挽カシムルヲ以テ營業ト爲ス者
  - 四 人力車ノ所有者自ラ人力車ヲ挽クヲ以テ營業ト爲ス者
  - 五 第二號ニ該當スル者ヨリ賃借シタル人力車ヲ挽クヲ以テ營業ト爲ス者
  - 六 第三號ニ該當スル者ニ雇ハレ人力車ヲ挽クヲ以テ營業ト爲ス者
- 前項第一號ニ該當スル者ヲ人力車販賣營業者、第二號ニ該當スル者ヲ人力車賃貸營業者、第三號ニ該當スル者ヲ人力車帳場營業者、第四號ニ該當スル者ヲ甲種車夫ト稱シ第五號及第六號ニ該當ス

ル者ヲ乙種車夫ト謂フ

第二條 人力車營業ヲ爲サムトスル者ハ原籍、住所、氏名、年齢、營業ノ種別、營業ノ場所、居住届出年月日及屋號ヲ有スル者ハ其ノ屋號、車體ヲ有スル者ハ其ノ數量ヲ具シ乙種車夫ニ在リテハ其ノ雇主又ハ人力車ノ貸主ト連署ノ上本署又ハ支署ニ届出認可ヲ受クヘシ其ノ兼業、轉業ノ場合モ亦同シ

第三條 人力車營業者ハ左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ本署又ハ支署ニ届出且第一號ノ場合ニ於テハ認可證又ハ車體検査證ノ再下附ヲ第二號及第七號ノ場合ニ於テハ認可證ノ書換ヲ第三號ノ場合ニ於テハ車體検査證ノ下附ヲ申請シ第四號ノ場合ニ於テハ車體検査證ヲ第五號及第六號ノ場合ニ於テハ認可證ヲ返納スヘシ但シ認可證又ハ車體検査證ヲ返納スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ説明スヘシ

- 一 認可證又ハ車體検査證ヲ毀損又ハ亡失シタルトキ
  - 二 原籍居住所氏名營業ノ場所又ハ屋號ヲ變更シタルトキ
  - 三 人力車販賣營業者ニ非サル者車體ヲ輸入シ又ハ買入レ若ハ讓受ケタルトキ
  - 四 車體ヲ賣渡シ若ハ讓渡シ又ハ車體ヲ廢棄シ若ハ其ノ使用ヲ廢止シタルトキ
  - 五 廢業シタルトキ
  - 六 死亡シ又ハ行衛不明トナリタルトキ
  - 七 乙種車夫ニシテ其ノ雇主又ハ人力車ノ貸主ヲ變更シタルトキ
- 前項第一號乃至第五號ノ場合ニ在リテハ各本人ヨリ第六號ノ場合ニ在リテハ家族雇主又ハ組合取

締人ヨリ第七號ノ場合ニ在リテハ其ノ新雇主又ハ人力車ノ新貸主ト連署ノ上其ノ手續ヲ爲スヘシ

第四條 認可證又ハ車體検査證ハ貸借、讓渡又ハ轉用スルコトヲ得ス

第五條 乘車賃錢ハ組合ニ於テ其ノ額ヲ定メ本署又ハ支署ノ認可ヲ受クヘシ

第六條 人力車駐車場ハ本署又ハ支署之ヲ定ム

第七條 人力車營業者ニシテ此ノ規則ニ違背シ又ハ公安ヲ害シ若ハ風俗ヲ紊ルノ虞アリト認めルトキハ本署又ハ支署ハ營業ノ認可ヲ取消シ又ハ營業ヲ停止セシムルコトアルヘシ

第二章 車體及屬具

第八條 左ノ構造ニ係ル車體ニ非サレハ營業ノ爲輸入、賣買、貸借又ハ使用ヲ爲スコトヲ得ス

- 一 車體 (黑色ノ漆塗)
  - 二 倚靠 (高サハ數下ヨリ一尺五寸以上幅ハ上部ニ於テ内方一尺六寸以上左右中張間一尺四寸以上トシ其ノ傾斜ハ數度ニ對シ百三度乃至百十度ノ角度ヲ保タシムヘシ)
  - 三 腰掛 (高サハ九寸三分以上與行ハ一尺一寸以上)
  - 四 踏板 (與行一尺七寸以上幅前後兩部共ニ一尺五寸以上)
  - 五 泥除 (長サ三尺幅三寸以上)
  - 六 母衣 (高サハ腰掛ノ前部ヨリ三尺五寸以上深サハ三尺二寸以上但シ夏季ハ半母衣ヲ用ユルヲ妨ケス)
  - 七 前合羽 (長サ四尺以上幅三尺五寸以上)
  - 八 中張及敷蒲團 (他ニ汚染ノ虞ナキ羅紗又ハ天蔴絨ノ類)
- 母衣及前合羽ハ黑色ノ護謨引又ハ桐油製ト爲スヘシ但シ半母衣ハ白布ヲ用ユルヲ妨ケス

第九條 人力車貨貸營業者、人力車帳場營業及甲種車夫ハ營業用ノ人力車ニ左ノ屬具ヲ備フヘシ

一 膝掛 (清潔ニシテ赤色ニアラサル毛布又ハ「スコッチ」ノ類)

二 提燈 (白地ニ組合名及車體檢査證ノ番號ヲ黒記シタル棗形ノ弓張)

第十條 車體及屬具ハ其ノ使用前本署又ハ支署ノ檢査ヲ受クヘシ其ノ修理ヲ加ヘタルトキ亦同シ

警察官吏ハ檢査済ノ車體又ハ屬具ト雖モ毀損シ又ハ汚染シタルモノト認ムルトキハ其ノ使用ヲ禁止シ又ハ修繕若ハ洗濯ヲ命スルコトアルヘシ

第十一條 車體檢査證ハ車體ノ號込ニ釘付スヘシ

第十二條 車體、屬具、服裝認可證及檢査證ハ本署又ハ支署ノ指定シタル日時場所ニ於テ其ノ檢査ヲ受クヘシ

第三章 車夫心得

第十三條 車夫ハ就業中左ノ服裝ヲ爲スヘシ

一 上衣 (紺色又ハ黒色ノ法被又ハ袖筒ニシテ兩襟ニ組合ノ名稱背部ニ許可證ノ番號ヲ白記ス)

二 下衣 (上衣ト同色ノ股引半股引若ハ褲)

三 帽 (紺色又ハ黒色ノ布ヲ被ヒタル饅頭笠若ハ大黒帽)

前項各號ノ色合ハ夏時ニ在リテハ白地又ハ淺黃地ト爲シ且帽ハ麥藁製ヲ用ユルコトヲ得但シ警察

官署ハ其ノ時期ヲ指定シ又ハ同一組合員ニ同一ノ服裝ヲ命スルコトアルヘシ

雨天ノ際ハ黒色ノ護謄引又ハ桐油製ノ雨合羽ヲ着用スヘシ

風雪又ハ寒天ノ際ハ黒色ノ外套ヲ着用スルコトヲ得

第十四條 警察官吏ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ車夫ノ服裝ヲ檢査シ又ハ其ノ修繕洗濯新調ヲ命シ若ハ着用ヲ禁止スルコトアルヘシ

第十五條 車夫就業中ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 人力車ノ母衣ハ車體ニ裝置シ濫リニ取離スコトヲ得ス

二 人力車ノ前合羽車體ノ屬具及雨合羽ヲ携帯スヘシ

三 乗客ノ拒絶アル場合ノ外ハ膝掛ヲ乗客ノ脚部ニ纏フヘシ

四 認可證及貨錢表ヲ携帯シ警察官吏又ハ乗客ノ求メアルトキハ之ヲ示スヘシ

五 濫リニ乗車ヲ勸メ又ハ故ナク乗車ヲ拒ムコトヲ得ス

六 濫リニ乗車ノ前後ヲ争ヒ又ハ競争喧噪ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

七 乗客ノ指定セサル場所ニ車ヲ輓入レ又ハ下車セシメ又ハ乗客ノ意ニ反シテ乗替ヲ求メ若ハ濫リニ進行ヲ停止スルコトヲ得ス

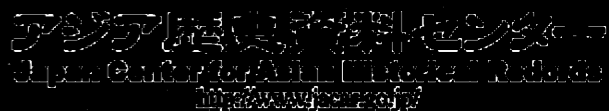
八 街角又ハ橋上其ノ他行人ノ妨害トナルヘキ場所ニ於テ客人ヲ乗降セシムルコトヲ得ス

九 客人ヲ乗降セシムルトキハ道路ノ傍ニ於テ爲スヘシ

十 駐車場ノ外街路ニ人力車ヲ置クコトヲ得ス但シ乗客ノ下車用辨中行人ノ妨害トナラサル場所ニ駐車スルハ此ノ限ニ在ラス

十一 人力車ヲ駐車場ニ置クトキハ正シク整列スヘシ

十二 二人以上駐車場ニ客待スル場合ハ到着順ニ出車スヘシ但シ乗客ノ特ニ指定シタル場合又ハ



- 先著者ノ同意アルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 十三 夜間ハ點燈スヘシ
- 十四 車馬道ノ設ケアル街路ハ人道ヲ挽クコトヲ得ス
- 十五 二人以上ノ客ヲ乗車セシムルコトヲ得ス  
但シ十歳未満ノ小兒二人以下ヲ保護者ト同車セシムルハ此ノ限ニ在ラス
- 十六 何等ノ名義ヲ問ハズ定額外ノ賃錢又ハ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス
- 第十七條 車夫ハ警察官吏ノ承認ヲ受クルニ非サレハ左ニ掲クル人又ハ物件ヲ乘載スルコトヲ得ス
  - 一 傳染病患者、同死者又ハ傳染病毒ニ汚染シタル物件
  - 二 車體ヲ汚染シ又ハ惡臭ヲ遺スノ虞アル物件
  - 三 行人ノ妨害トナルヘキ長大ノ物件
  - 四 爆發質其ノ他危險ノ虞アル物件
- 第四章 營業組合
- 第十七條 人力車賃、貸營業者、人力車帳場營業者及車夫ハ本署又ハ支署ノ指定シタル區域方法ニ依リ組合ヲ組織シ規約ヲ定メ本署又ハ支署ノ認可ヲ受クヘシ規約ヲ變更シタルトキ亦同シ
- 組合區域内ニ於ケル營業者ハ組合ニ加入スルニ非サレハ營業ヲ爲スコトヲ得ス
- 第十八條 組合規約ニハ左ノ事項ヲ定ムヘシ
  - 一 組合ノ名稱及事務所ノ位置
  - 二 取締人ノ任期及業務ニ關スル事項

- 三 駐車場掃除ノ方法
- 四 人力車ノ賃貸料
- 五 雇車夫ノ給料又ハ賃銀配當ノ歩合
- 六 組合費用ノ徴收及支辨ノ方法
- 七 前各號ノ外必要ノ事項
- 第十九條 組合員ハ正副取締人各一名ヲ互選シ本署又ハ支署ノ認可ヲ受クヘシ  
本署又ハ支署ニ於テ前項ノ取締人ヲ不適當ト認ムルトキハ其ノ再選ヲ命シ又ハ認可ヲ取消スコトアルヘシ
- 第二十條 組合取締人ハ組合員ノ名簿ヲ調製シ其ノ異動ヲ加除訂正スヘシ
- 第二十一條 組合ハ其ノ區域内ニ於ケル人力車駐車場ヲ掃除スヘシ
- 第五章 罰則
- 第二十二條 此ノ規則又ハ此ノ規則ニ基ク處分ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス  
附 則
- 第二十三條 此ノ規則ハ明治三十九年八月十五ヨリ之ヲ施行ス
- 第二十四條 此ノ規則發布ノ際現ニ許可ヲ得テ人力車營業ニ従事スル者ハ更ニ出願ヲ要セス此ノ規則ニ依リ營業許可ヲ得タル者ト見做ス
- 既ニ検査證ヲ有スル車體ニシテ第八條ノ構造ニ適合セサルモノハ此ノ規則施行ノ日ヨリ六ヶ月間之ヲ使用スルコトヲ得

第二十五條 第十五條第八號乃至第十號、第十三號乃至第十五號及第十六條ノ規定ハ營業者ニ非ラサル車夫ニ適用ス

●畜犬取締規則(明治三十九年八月二十三日 署令第二十六號)

畜犬取締規則左ノ通相定ム

畜犬取締規則

- 第一條 飼犬ニハ頸環又ハ金屬製ノ牌子ヲ附シ之ニ飼主ノ住所氏名ヲ記入スヘシ
- 第二條 前條ノ頸環又ハ牌子ヲ附セサル犬ハ野犬ト見做シ撲殺スルコトアルヘシ
- 第三條 瘠惡ニシテ人畜ヲ咬傷スル虞アル飼犬ハ之ヲ放飼スヘカラス
- 第四條 畜犬ニシテ狂犬病又ハ其疑アル疾患ニ罹レルコトヲ發見シタル者ハ之ヲ拘束シ即時本署、支署、警察官吏派出所又ハ警察官吏駐在所ニ届出ツヘシ
- 第五條 第三條及第四條ノ畜犬ハ警察官吏ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ撲殺スルコトアルヘシ
- 第六條 人畜ニシテ畜犬ニ咬傷セラレタルトキハ即時本署、支署、警察官吏派出所又ハ警察官吏駐在所ニ届出ツヘシ
- 第七條 第三條ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附則

第八條 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎訓令

●巡捕採用方竝巡捕長ヲ置クノ件(明治三十九年五月十一日 署令第十三號)

巡捕ハ雇員トシ別ニ定ムル所ニ依リ支那人中志願ノ者ヨリ之ヲ採用シ巡查ノ職務ヲ補助セシム  
巡捕勤務上ノ監督ヲ補助セシムル爲巡捕長ヲ置ク  
巡捕長ハ巡捕中ヨリ之ヲ命シ巡捕ノ上班トス

●巡捕採用及教習規程(明治三十九年五月十一日 署令第十四號)

關東洲民政署巡捕採用及教習規程左ノ通相定ム

關東洲民政署巡捕採用及教習規程

- 第一條 巡捕ハ身體検査及學術試験ヲ經テ採用スルモノトス但シ左ノ各號ノ一ニ該ル者ハ學術試験ヲ省略スルコトヲ得
    - 一 學術試験ヲ經テ巡捕タリシ者
    - 二 巡捕精勤證書ヲ有スル者
    - 三 日本語ニ熟達セル者
  - 四 特別ノ技能ヲ有シ巡捕ニ適當ト認ムル者
- 第二條 巡捕ノ身體検査ハ左ノ各號ニ適合スル者ヲ以テ合格トス

- 一 體質善良ニシテ較著ナル疾患ナキ者
- 二 身體諸機關完具シ且其ノ機能健全ニシテ劇務ニ堪ヘ得ル者
- 三 身幹五尺四寸以上胸圍約身幹ノ半ニシテ呼吸縮張ノ差一寸以上ノ者
- 四 視力及聽力共ニ完全ナル者
- 五 言語明瞭ニシテ充分ノ發聲ニ堪エル者
- 六 容貌、姿勢醜惡ナラサル者

第三條 學術試験ハ左ノ各號ニ適合スル者ヲ以テ合格トス

- 一 三字經及四書ノ類ヲ讀ミ得ル者
- 二 普通ノ往復文ヲ作り得ル者
- 三 普通ニ楷書又ハ行書ヲ書キ得ル者

第四條 巡捕志願者ハ品行方正年齢二十歳以上四十歳未満ニシテ左ノ各號ニ抵觸セサル者タルコトヲ要ス

- 一 禁錮以上ノ刑若ハ之ニ準スヘキ刑罰ヲ受タル者
- 二 懲罰ニ依リ巡捕ヲ免セラレ爾後滿二箇年ヲ經過セサル者
- 三 身分不相應ノ負債アル者
- 四 阿片ヲ吸食スル者
- 五 酒癖又ハ暴行ノ癖アル者

第五條 學術試験ハ警部又ハ巡查部長二人體格検査ハ醫員、警部(巡查長)各一人立會ノ上施行スヘシ

第六條 巡捕ヲ採用セントスルトキハ巡捕奉職中遵守スヘキ條件ヲ宣告シ別記様式ノ誓文ヲ徴スヘシ

第七條 新ニ採用シタル巡捕ハ左ノ科目ニ就キ教習ヲ行ヒタル後實務ニ服セシムルモノトス但シ第一條依リ採用シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

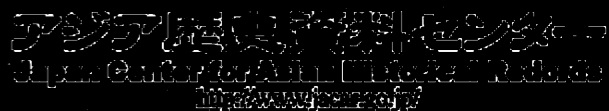
- 一 警察ノ大意
- 二 職務上必要ナル法令例規ノ大意
- 三 服務上ノ心得
- 四 職務執行ノ心得
- 五 其ノ他必要ト認ムル事項

第八條 教習ノ方法ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

- 一 懇切且嚴肅ヲ旨トシ殊ニ心術ノ修養ニ努ムルコト
- 二 科目ノ要領ヲ簡明ニ講述シ類例ヲ舉ケ或ハ法令ノ譯文ヲ輪讀釋義セシメ若ハ試問ヲ爲シ其ノ悉ササル所ハ之ニ説明ヲ與ヘ會得シ易カラシムルコト
- 三 禮式、操練、制服ノ著裝、銃刀及捕繩ノ使用法ハ實地ノ方式ニ依ルコト

第九條 教習期間ハ一箇月以上トシ一般休暇日ヲ除クノ外毎日七時間以上授業スヘシ

第十條 教習ヲ終リタルトキハ其ノ成績ヲ試験シ合格者ニハ修業證書ヲ附與シ實務ニ服セシメ不合





●巡捕給與規程(明治三十九年五月十一日)(財務部警務部)

關東洲民政署巡捕給與規程左ノ通相定ム

關東洲民政署巡捕給與規程

第一條 巡捕ノ月俸ハ左ノ如シ

- 一級 銀十五圓
- 二級 銀十四圓
- 三級 銀十三圓
- 四級 銀十二圓
- 五級 銀十一圓
- 六級 銀十圓
- 七級 銀九圓

巡捕長ヲ命シタル者ノ月俸ハ二級俸以上トシ漸次銀二十五圓マテヲ給スルコトヲ得

第二條 新ニ巡捕ニ採用セル者ノ月俸ハ四級俸以下トス  
前ニ巡捕タリシ者再巡捕ニ採用セルルトキハ前條ノ規定ヲ適用セス但シ前職中最後ニ受ケタル月俸ヲ超ユルコトヲ得ス

第三條 四級俸以上ヲ受ケタル者ハ其ノ現俸ヲ受ケタル日ヨリ六箇月ヲ經過スルニアラサレハ昇級スルコトヲ得ス但シ巡捕長ニ拔擢セラレ又ハ巡捕長ノ昇級スル場合ニ於テ月俸銀二十圓以内ヲ給ス

ルハ此ノ限ニ在ラス

第四條 刑事專務又ハ通辯其ノ他特別ノ技能ヲ有スル者ニハ前二條ノ規定ヲ適用セス  
第五條 月俸ハ採用昇級降級トモ發令ノ翌日ヨリ起算シ解職ノ月ハ日割ヲ以テ計算ス  
官ノ都合ニ因リ解職シタルトキ又ハ死亡シタルトキハ當月分ノ月俸全額ヲ給ス

第六條 病氣ノ爲執務セサルコト三十日ヲ踰ユル者又ハ私事ノ故障ニ因リ執務セサルコト十五日ヲ踰ユル者ハ日割ヲ以テ月俸ノ半額ヲ減ス但シ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ忌服ヲ受ケル者ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 巡捕ニシテ馬匹ヲ所有シ職務執行ノ際使用スル者ニハ馬匹飼養料月額銀十二圓以内ヲ給ス  
第八條 馬匹飼養料ノ給與ハ飼養ヲ認可シ若ハ飼養ヲ止メ又ハ解職ノ月ハ日割ヲ以テ計算ス

第九條 巡捕ニハ一定ノ被服及附屬品ヲ貸與又ハ給與ス其ノ規程ハ別ニ之ヲ定ム

附 則  
本令ハ明治三十九年六月一日ヨリ施行ス

●巡査懲罰例ヲ巡捕ニ準用ノ件(明治三十九年五月十一日)(警務部)

巡査懲罰例ハ之ヲ巡捕ニ準用ス

●戸口調査規程(明治三十九年五月十九日)(警務部)

戸口調査規程左ノ通相定ム



戸口調査規程

- 第一條 戸口調査ハ各戸ニ就キ在籍者及現住者ノ身分、職業、氏名、生年月日ヲ調査シ且諸般ノ狀況ヲ視察スルモノトス
- 第二條 戸口調査ハ外勤巡查ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ其ノ受持區域ハ警察配置及勤務規程第九條ノ規定ニ依ル
- 第三條 戸口調査ハ甲乙丙ノ三種ニ區別シ之ヲ行フモノトス其ノ標準左ノ如シ
  - 甲種 官吏、公吏其ノ他資産常職アリテ行狀疑ナキ者
  - 乙種 甲種及丙種ニ屬セサル者
  - 丙種 禁錮以上又ハ之ニ準スヘキ受刑者(改換ノ狀顯著ナル者ヲ除ク)要視察人其ノ他警察上特ニ注意スヘキ者
- 第四條 戸口調査ノ回数ハ左ノ各號ニ依ルヘシ
  - 甲種 六箇月 一回以上
  - 乙種 三箇月 一回以上
  - 丙種 一箇月 一回以上
- 一戸内ニ乙種又ハ丙種ニ屬スル者アルトキハ其ノ全戸ヲ乙種又ハ丙種ニ準シ調査スヘシ
- 第五條 戸口調査ハ日勤者ハ勤務ノ日隔日勤務者ハ非番ノ日ヲ以テ之ヲ行ヒ其ノ他警邏又ハ交通等ノ際兼テ行フヘシ
- 第六條 戸口調査ハ日出ヨリ日没マテノ間ニ於テ之ヲ行フモノトス
- 第七條 受持巡查止ヲ得サル事故ノ爲第四條ノ調査回数ニ達スルコト能ハサルトキハ他ノ巡查ヲシ

テ補助執行セシムヘシ

- 第八條 戸口調査ヲ行フトキハ戸口調査補助簿ヲ携帯シ之ニ其ノ異動ヲ記載シ歸署(所)後戸口調査簿ヲ加除訂正スヘシ
- 第九條 戸口ノ異動ハ人民ノ申告ヲ待タス受持巡查進テ之ヲ認知スヘキモノトス
- 第十條 戸主世帯主又ハ本人ノ届出其ノ他ノ事由ニ因リ戸口ノ異動ヲ生シタルコトヲ認知シタルトキハ第四條ノ規定ニ拘ラス直ニ實地調査ノ上戸口調査簿ヲ加除訂正スヘシ
- 第十一條 丙種中特ニ注意ヲ要スル者他ノ受持區域内ニ移轉シタルトキハ受持巡查ハ便宜ノ方法ニ由リ速ニ其ノ移轉先ノ受持巡查ニ通報スヘシ其ノ所轄外ニ係ルモノハ警務部長又ハ支署長ニ報告スヘシ
- 警務部長又ハ支署長前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ其ノ所轄官署ニ通報スヘシ
- 第十二條 受持巡查ハ左ノ各號ノ一ニ該ル者アルヲ認メタルトキハ直ニ警務部長又ハ支署長ニ報告スヘシ
  - 一 孝子、順孫、節婦、義僕其ノ他表彰スヘキ善行アル者
  - 二 身分不相應ノ物品ヲ所持シ又ハ暴富ト爲リ若ハ頓ニ貧困ニ陥リタル者
  - 三 其ノ他特ニ注意ヲ要スル者
- 第十三條 戸口調査簿ハ別記第一號様式戸口調査補助簿ハ別記第三號様式ニ依ルヘシ但シ戸口調査補助簿ハ從來ノ戸口調査簿ヲ以テ代用スルコトヲ得
- 第十四條 戸口調査簿及戸口調査補助簿ハ町村子毎ニ内地人、支那人、外國人(支那人ヲ除ク)ヲ各口

坐別トシ一冊ニ編成スルヲ例トス但シ戸數二百未満ノモノハ數町村子ヲ合シテ一冊トシ其ノ戸數二百以上ノモノハ適宜數冊ニ分ツコトヲ得

第十五條 戸口調査ハ特種ノ番號ヲ附セス普通番戶ニ依ルモノトス其ノ一番戶内ニ數戶居住スルトキハ何番戶ノ一(二)(三)ヲ以テ區別スヘシ

官署、學校、病院等ノ所屬宿舍ニシテ普通番戶ヲ有セサルモノアルトキハ適宜某宿舍第何號ト記載スヘシ其ノ一號内ニ數戶居住スルトキハ前項ノ例ニ依ル

一定ノ住所ヲ有セサル者ハ其ノ常ニ徘徊スル町村子ノ末尾ニ編入シ不定住者タルコトヲ記載スヘシ

第十六條 同一番戶内ニ同居同籍ノ者ハ一戸トシ同居スルモ異籍ノ者ハ之ヲ別戸ト見做ス

第十七條 戸口調査簿ニ記載スヘキ事項ハ概テ左ノ如シ

- 一 本籍、現住所、族稱、職業、氏名、生年月日
- 二 加入除却及異動ノ事由並年月日
- 三 官公職、位勳、博士、學士、進士、舉人、秀才等ノ稱號
- 四 戶主ニ非サル者ハ戶主トノ續柄及附籍者、傭人、同居人等ノ名稱
- 五 戶主並家族ノ父ノ名
- 六 戶主又ハ家族ト爲リ又ハ退隱シタル事由及年月日但シ其ノ年月日ニシテ明瞭ナラサルモノハ推定年月日其推定スルコト能ハサルモノハ單ニ開署以前相續又ハ何々ト記載スルモ妨ケナシ
- 七 後見人アル者ハ其ノ後見人ノ住所、氏名及其ノ就職並任務終了ノ年月日
- 八 棄兒ヲ引受ケタルトキハ發見ノ場所年月日時、棄兒出生ノ推定年月日、氏名、男女ノ別但シ其

ノ氏名ハ引受人ニ於テ之ヲ命セシムルモノトス

九 本氏名ノ外普通ニ稱呼スル屋號、商號幼名又ハ異名ヲ有スル者ハ其ノ屋號、商號、幼名又ハ異名

十 甲種、乙種、丙種ノ區別但シ甲種ハ氏名ノ上ニ(甲)乙種ハ同(乙)丙種ハ同(丙)ノ略符ヲ附スヘシ

十一 要視察人但シ第一種要視察人ハ(要一)第二種要視察人ハ(要二)ノ略符ヲ附スヘシ

十二 阿片吸食者但シ(阿)ノ略符ヲ附スヘシ

十三 前各號ノ外必要ト認ムル事項

第十八條 戸口調査簿ノ記載順位ハ左ノ各號ニ依ルヘシ但シ一旦記載シタル後ハ順位ニ拘ラス逐次列記シ全部改寫スル場合ニ於テ之ヲ訂正スルモノトス

- 一 戶主
- 二 直系尊屬並其ノ配偶者
- 三 戶主ノ配偶者
- 四 直系卑屬並其ノ配偶者
- 五 傍系尊屬並其ノ配偶者
- 六 傍系卑屬並其ノ配偶者
- 七 其ノ他ノ家族
- 八 傭人
- 九 同居人

第二號ハ親等ノ遠キ者其ノ他ハ親等ノ近キ者親等ノ同シキ者ハ年長者ヲ先キニシ其ノ血族ト姻族間ニ在リテハ血族ヲ先キニス但シ夫婦ハ年齢ニ拘ラス夫ヲ先キニス

第十九條 出寄留者ハ其ノ戸口調査簿ノ記事欄ニ付箋ヲ爲シ出寄留年月日寄留先及事由ヲ記載スヘシ

第二十條 戸口調査簿ノ記載方ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

- 一 加入ニ屬スル者ハ總テ墨書トス
- 二 除却ニ屬スル者ハ其ノ年月日及事由ヲ朱書シ氏名ニ朱堅線二條ヲ劃スヘシ
- 三 氏名、身分、職業、生年月日其ノ他ノ更改ハ其ノ新事實ヲ舊事實ノ右傍ニ墨書シ舊事實ニ朱堅線一條ヲ劃シ其ノ年月日及事由ヲ墨書スヘシ
- 四 前各號及特ニ定ムルモノノ外ハ總テ墨書トス

第二十一條 戸口調査簿ハ改製又ハ改寫スルコトヲ得ス但シ戸主代替ノ場合ニ於テハ之ヲ改寫スルヲ要ス

前項ノ規定ニ依ルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ具シ民政長官ノ認許ヲ受クヘシ

第二十二條 分家又ハ受持區外ヨリ移轉シタルトキハ相當番戶ニ編入シ絶家、廢家、又ハ全戸受持區外ニ轉出シタルトキハ其ノ年月日、事由ヲ記載シ全面ニ朱線ヲ又劃シ除籍簿トシテ之ヲ保存スヘシ代替ニ因リ改寫シタル舊戸口調査簿亦同シ受持區内ニ於ケル轉住ハ其ノ年月日、事由ヲ記載シ直ニ相當番戶ニ移スヘシ

第二十三條 戸口調査簿ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載シ文字ヲ改竄スヘカラス若シ挿入削除又ハ欄外ノ

記入ヲ要スルトキハ之ニ認印シ其ノ削除スヘキ者ハ朱線ヲ劃シ原文ノ字體ヲ存シ置クヘシ

第二十四條 受持巡查ハ別記第二號様式ニ依リ戸口調査成績表ヲ調製シ戸口調査簿表紙ノ第二面ニ貼付シ毎月五日限り前月中調査シタル成績ヲ記載スヘシ

第二十五條 主任警部ハ三箇月毎ニ監視區監督ハ毎月各一回以上左ノ方法ニ依リ戸口調査ノ成績ヲ

- 一 實地監査 實地ニ就キ簿冊ト對照監査ス
  - 二 簿冊監査 簿冊ニ記載ノ適否及精粗ヲ監査ス
  - 三 試問監査 簿冊ニ記載ノ事項ヲ試問シ注意觀察ノ精粗ヲ監査ス
- 監査ヲ行ヒタルトキハ戸口調査成績表ニ其ノ成績ヲ記載シ檢印スヘシ
- 第二十六條 受持巡查ハ毎年一月十五日マテニ別記第四號様式ニ依リ前年十二月末日現在ノ戸口調査表ヲ作り警務部長又支署長ニ報告スヘシ
- 警務部長及支署長ハ前項ノ報告ニ依リ戸口統計表ヲ作り民政長官ニ報告スヘシ
- (別記様式略ス)

●關東洲民政署報告例 (明治三十九年六月二十六日) (官房、庶務部、財務部、(警務部、支署、司法委員)

關東洲民政署報告例別冊ノ通相定ム但シ別冊ハ別ニ之ヲ頒ツ

本令ハ明治三十九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス  
明治三十八年八月訓令第七號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス  
(別冊略ス)

● 巡查精勤證書授與規程 (明治三十九年七月二十日) (警務部)

關東洲民政署巡查精勤證書授與規程左ノ通相定ム

關東洲民政署巡查精勤證書授與規程

- 第一條 關東洲民政署巡查奉職滿二箇年以上ニシテ行狀方正、勤務勉勵、事務熟達ノ者ニハ精勤證書ヲ授與シ其ノ名譽ヲ表彰ス
- 第二條 官吏服務紀律ニ違背シ若ハ巡查懲罰例ニ依リ罰俸月俸百分ノ二十以上ヲ科セラレタル者及罰俸月俸百分ノ二十以内ト雖一箇年以内ニ二回以上科罰セラレタル者ハ精勤證書ヲ授與スルコトヲ得ス但シ爾後更ニ滿二箇年以上ヲ經過シ前條ニ適合スルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第三條 精勤證書ハ警務部長又ハ支署長ノ具狀ニ依リ民政長官審査ノ上之ヲ授與ス
- 第四條 精勤證書ヲ授與セラレタル者ハ左ノ特典ヲ有ス
  - 一 巡查在職中普通同級巡查ノ上班タル待遇ヲ受クルコト
  - 二 巡查退職後滿五箇年以内ニ於テ再就職セントスルトキハ學術試驗ヲ要セス優先ニ採用セララルコト

- 第五條 精勤證書ヲ亡失毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ疎明シ再渡ヲ請フコトヲ得
- 第六條 精勤證書ヲ授與セラレタル後懲戒ニ依リ免職セラレタル者又ハ其ノ行狀修ラス若ハ第二條ニ該當シ情狀重キ者ハ其ノ證書ヲ褫奪スヘシ
- 第七條 精勤證書ハ別記様式ニ依ル

附 則

本規程ハ之ヲ巡捕ニ準用ス  
(別記様式略ス)

● 荷馬車取締規則施行手續 (明治三十九年七月二十二日) (警務部)

明治三十九年署令第二十三號荷馬車取締規則施行手續左ノ通相定ム

荷馬車取締規則施行手續

- 第一條 荷馬車取締規則第三條ニ依リ荷馬車ノ使用ヲ願出タルトキハ左ノ手續ニ依リ検査スヘシ
  - 一 車體ノ検査ハ警部又ハ巡查部長之ヲ行フヘシ
  - 二 馬匹ノ検査ハ警部又ハ巡查部長立會ノ上本署又ハ支署ノ命シタル獸醫ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ但シ獸醫事故アルトキハ警部又ハ巡查部長ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得
  - 三 荷馬車取締規則第一條ニ適合スル車體ハ別記第一號様式ノ檢印番號ヲ車臺右側面ニ於ケル轅ト接著ノ部分ニ烙印シ別記第三號様式ノ臺帳ニ記入スヘシ
  - 四 検査ニ合格シタル馬匹ハ別記第二號様式ニ依リ左臀部ニ烙印スヘシ

第二條 検査済車體ハ其ノ所有權ヲ移轉シ又ハ竊取セラレ若ハ使用シ能ハサルニ至リタルトキハ速ニ届出シメ臺帳ヲ加除訂正スヘシ

第三條 荷馬車取締規則第四條但書及第七條但書ニ依ル運搬ヲ願出タルトキハ運搬物ノ種類(火藥ニ限リ火藥中ノ種類ヲ明記スルヲ要ス)數量發着ノ場所、道筋、日時並竝行又ハ連繫ノ數ヲ調査シ差支ナシト認メタル後許可證ヲ附與スヘシ

第四條 荷馬車取締規則第十條ニ依ル車體及馬匹ノ検査ハ警務部長又ハ支署長ニ於テ日時場所及検査順序ヲ定メ豫メ之ヲ荷馬車所有者ニ告知スヘシ

前項ノ検査手續ニ關シテハ第一條ノ各號ヲ適用ス

(別記様式略ス)

●警察官吏非常召集規程(明治三十九年七月二十五日)(警務部訓令第二十二號)

關東洲民政署警察官吏非常召集規程左ノ通相定ム

關東洲民政署警察官吏非常召集規程

第一條 非常召集ハ多數ノ警察官吏ヲ要スル緊急ノ場合ニ於テ之ヲ行フ但シ警察官吏在勤地及其ノ附近ニ非常事變アルヲ認知シタルトキハ召集ヲ俟タズ直ニ現場又ハ勤務所ニ集合スヘシ

第二條 非常召集ヲ別テ大召集及小召集ノ二種トス

大召集ハ民政長官又ハ民政長官ノ命ニ依リ警務部長ニ於テ管内ノ全部若ハ其ノ幾部ノ警察官吏ヲ召集スルヲ謂ヒ小召集ハ警務部長又ハ支署長ニ於テ民政署直轄若ハ支署所轄内ノ全部又ハ其ノ一

關西洲民政署警察官吏非常召集規程

第三條 小召集ヲ行ヒタルトキハ其ノ事由、召集ノ場所及人員ヲ速ニ民政長官ニ報告スヘシ

第四條 小召集ヲ行フモ尙人員ヲ要スルコトキハ大召集ヲ請求スルコトヲ得

事急ニシテ前項ノ手續ニ依ルコト能ハサルトキハ直ニ隣接警察官署ニ應援ヲ要求スルコトヲ得其ノ要求ヲ受ケタル警察官署ハ非常召集ノ手續ニ準シ直ニ其ノ要員ヲ派遣スヘシ

第五條 非常召集令ハ別記第一號甲又ハ乙様式ニ依リ應援要求ハ同二號甲又ハ乙様式ニ依リ之ヲ發スヘシ

第六條 非常召集令書又ハ應援要求書ヲ送達セムトスルコトキハ沿道警察官署又ハ警察官吏駐在所ヲシテ之ヲ遞傳セシムルコトヲ得

第七條 非常召集令書又ハ應援要求書ノ遞傳ヲ受ケタル警察官署又ハ警察官吏駐在所ニシテ其ノ送達スヘキ地ニ電信又ハ電話ノ通スルトキハ直ニ開封シテ之ヲ傳達シ然ラサルトキハ速ニ送達ノ手續ヲ爲スヘシ

電信又ハ電話ヲ以テ非常召集令又ハ應援要求ノ遞傳ヲ受ケ之ヲ送達スルニ當リ電信又ハ電話ヲ以テスルコト能ハサルトキハ之ヲ書面ニ作成シ送達スヘシ

第八條 非常召集令書又ハ應援要求書ヲ受ケタルトキハ其ノ封皮ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上返付シ若シ電信電話ノ通スルトキハ直ニ別記第三號様式ノ領報ヲ發スヘシ

第九條 警務部長又ハ支署長ニ於テ非常召集令又ハ應援要求ヲ受ケ若ハ小召集ヲ行ハムトスルトキハ其ノ所要ノ人員ニ對シ別記第四號様式ノ召集令狀ヲ發スヘシ

電信、電話ノ通スル地又ハ民政署、支署構内若ハ其ノ附近ニ住居スル者ニ對シテハ電信、電話又ハ適宜ノ方法ヲ以テ召集ヲ令スルコトヲ得但シ其ノ方法ハ豫メ定メ置クコトヲ要ス

第十條 非常召集ヲ行フトキト雖止ヲ得サル場合ノ外留守セシムルニ必要ナル人員ハ之ヲ召集スルコトヲ得ス

第十一條 召集令狀又ハ之ニ代ルヘキ命令ヲ受ケタル者ハ直ニ結束シ先其ノ勤務所（警察官吏派出所勤務ノ者ハ警務部又ハ支署）ニ出頭シテ上官ノ指揮ヲ受クヘシ但シ之ニ異リタル命令アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 警務部出張所、支署又ハ支署出張所首任警部及警察官吏駐在所ニ駐在スル警部、巡查部長ハ第十一條ニ依リ勤務所ニ出頭シタル警察官吏ノ人員服裝及携帶品ヲ點檢シ引率者ヲ指定シ召集地ヘ向ケ出發セシムヘシ但シ時宜ニ依リ本條ノ手續ヲ省略シ直ニ出發セシムルコトヲ得

第十三條 應召員ハ成ルヘク速達ヲ圖ル爲乘馬又ハ船車ノ便ヲ利用シ其ノ徒歩ノ場合ニ在リテハ少クモ一時間一里半以上ノ速度ヲ以テ進行スヘシ

第十四條 應召員召集地ニ參著シタルトキハ引率者ヨリ其ノ人員ヲ上官ニ報告シ指揮ヲ承ケ又ハ時宜ニ依リ直ニ相當ノ措置ヲ爲シ其ノ引率者ニ在ラサルトキハ各自上官ノ指揮ヲ承ケヘシ

第十五條 召集令狀又ハ之ニ代ルヘキ命令ヲ受ケタル者疾病其ノ他ノ事故ニ因リ之ニ應スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ具シ速ニ上官ニ届出ヘシ

民政署、支署又ハ支署出張所所在地以外ニ在勤スル者ニシテ前項ノ事由ニ依リ召集ニ應スルコト能ハサルトキハ特ニ命令アル場合ノ外左ノ順位ニ依リ同一官職ニ在ル者代リテ召集ニ應スヘシ

一 非直者

二 休憩中ノ者

三 其ノ他ノ者

第十六條 召集員ノ解散ハ召集令ヲ發シタル者又ハ應援要求ヲ爲シタル者之ヲ命ス

第十七條 警務部、支署及支署出張所ニ於テハ豫メ左ノ書類ヲ調製シ之ヲ一定ノ場所ニ備ヘ置キ非常召集ニ際シ必要ノ事項ヲ記入シ執行スヘシ

一 非常召集令書

二 應援要求書

三 非常召集令領報及應援要求領報

四 召集令狀

五 其ノ他必要ト認ムル書類

第十八條 警務部長及支署長ハ毎年一回以上非常召集ノ演習ヲ行フヘシ

前項ニ依リ演習召集ヲ行ヒタルトキハ其ノ狀況ヲ民政長官ニ報告スヘシ

（別記様式略ス）

●警察操典（明治三十九年八月三日）（警務部訓令第二十三號）（支署）

關東洲民政署警察操典別冊ノ通相定ム但シ別冊ハ別ニ之ニ願フ

此ノ操典ハ之ヲ巡捕ニ準用ス

（別冊略ス）

● 巡查點檢規則 (明治三十九年八月三日) (警務部)

(訓令第二十四號)

(支署)

關東洲民政署巡查點檢規程左ノ通相定ム

第一章 總 則

- 第一條 巡查ノ人員、服裝、姿勢、禮式、操練及給與品貸與品並宿舍ハ本規程ニ依リ之ヲ點檢スヘシ
- 第二條 點檢ヲ別テ甲種點檢及乙種點檢トス  
甲種點檢ハ人員、服裝、姿勢、禮式、操練及銃器其ノ他日常ノ携帶品ヲ點檢シ乙種點檢ハ給與品並貸與品ノ保存ノ適否及宿舍ノ狀況ヲ點檢スルモノトス
- 第三條 點檢ハ警務部出張所支署又ハ支署出張所ニ在リテハ主任警部點檢官ト爲リ次席者ヲ指揮官トス其ノ警視以上又ハ支署長點檢ヲ爲ストキハ主任警部指揮官タルヘシ但シ點檢官又ハ指揮官事故アルトキハ次席者ニ於テ順次之ヲ代理ス
- 第四條 點檢ハ點檢官ニ於テ指揮官以下ノ警部及受檢ノ列ニ入ラサル巡查部長ヲ隨ヘ各員ニ就キ嚴密ニ之ヲ行フヘシ
- 第五條 受檢者ヲ整列セシメ點檢ヲ行フトキハ特ニ規定スルモノノ外警察操典ニ依ル
- 第六條 點檢ハ受檢人員ノ多寡又ハ點檢場ノ都合ニ依リ本規程ニ定ムル方式ノ幾部ヲ適宜斟酌シテ之ヲ行フコトヲ得
- 第七條 點檢ヲ終リタルトキハ點檢官其ノ成績ヲ講評シ且將來注意スヘキ事項ヲ訓示スヘシ

第二章 甲種點檢

- 第八條 甲種點檢ハ警務部出張所支署及支署出張所所在地ニ在勤スル者ニ對シテハ勤務當日交代時間前ニ於テ之ヲ行フ但シ禮式及操練ノ點檢ハ一週一回マテニ減シ尙其ノ一部ヲ省略スルコトヲ得前項以外ノ地ニ在勤スル者ニ對シテハ其ノ半數ツツ毎月各一回以上警務部出張所支署又ハ支署出張所ニ召集シ點檢ヲ行フノ外監督巡視ノ際毎月二回以上其ノ全員ニ對シテ之ヲ行フヘシ
- 警務部出張所支署及支署出張所所在地以外ノ在勤者ヲ召集シ其ノ召集地ニ在勤スル者ト同時ニ點檢ヲ行ハントスルトキハ第一項ノ點檢時刻ヲ適宜變更スルコトヲ得
- 第九條 甲種點檢ハ警察操典第六十九乃至第七十二ニ依リ受檢者ヲ整列セシメ之ヲ行フヘシ  
前項ノ整頓終レハ「休メ」ノ號令ヲ下シ點檢官ノ臨場ヲ待ツヘシ
- 第十條 點檢官臨場シタルトキハ指揮官ハ「氣ヲ付ケ」ノ號令ヲ下シ直ニ點檢官ノ許ニ至リテ受檢人員ヲ報告シタル後順次左ノ號令ヲ下シ銃器ヲ點檢ニ供スヘシ  
(一)前列五(六)歩前(後)列「何歩」(後)へ進メ  
(二)檢メ 銃  
此ノ號令ニテ列員一齊ニ警察操典第三十九ニ準シ銃ノ遊底ヲ開キテ點檢ニ供シ而シテ點檢終リタル者ハ銃ノ遊底ヲ閉チ「氣ヲ付ケ」ノ姿勢ニ復ス  
全員點檢終リタルトキハ左ノ號令ヲ下ス  
(三)後列閉メ 進メ  
(四)組メ 銃

(五)解レ 進、

第十一條 手帳、名刺、非常準備金、捕縄及警笛ハ先ツ(一)(二)ノ號令ヲ以テ受檢者ヲ整頓シ次ニ(三)以下ノ號令ヲ下シ之ヲ點檢スヘシ但シ(一)ノ號令ヲ下ストキハ指揮官ハ適當ノ地位ニ立チ右手ヲ舉ケ列員ノ占ムヘキ地點ヲ示スコトヲ要ス

(一)集レ

(二)前列三步前(後列六步後)へ進、

(三)手帳

此ノ號令ニテ列員ハ右手ヲ以テ手帳ヲ取出シ左手ヲ添ヘテ印章ノ押捺シタル部分ヲ開キ名刺五枚以上及非常準備金ヲ其ノ對面ノ所ニ置キ之ヲ右手ニ保持シ拇指ヲ以テ其ノ中央ヲ押ヘ肘ヲ體ニ接シ掌ヲ肘ト水平ニ前方ニ出シテ點檢ニ供シ左手ハ刀柄ヲ握ル

(四)收メ

此ノ號令ニテ列員ハ速ニ左手ヲ添テ手帳ヲ閉テ非常準備金ト共ニ右手ヲ以テ之ヲ納ムヘシ

(五)捕縄

此ノ號令ニテ列員ハ右手ヲ以テ捕縄ヲ取出シ(三)ノ要領ニ準シ解キ口ヲ前方上部ニ向ケ點檢ニ供スヘシ

(六)解ケ

此ノ號令ニテ列員ハ捕縄ノ解キ口ヲ啣ミ幾部ヲ解舒シテ其ノ一端ヲ把リ殘部ヲ前方ニ投出シ點檢ニ供スヘシ

(七)收メ

此ノ號令ニテ列員ハ左手ヲ添ヘ假ニ捕縄ヲ繰リ纏メ之ヲ納ムヘシ

(八)警笛

此ノ號令ニテ列員ハ右手ヲ以テ警笛ヲ取出シ横孔ヲ下方ニ向ケ拇指ト食指ヲ以テ之ヲ保持シ(三)ノ要領ニ準シ點檢ニ供スヘシ

(九)吹ケ

此ノ號令ニテ前列一番ヨリ順次警笛ヲ長ク一聲ツ、吹鳴スヘシ

(十)收メ

此ノ號令ニテ列員ハ速ニ警笛ヲ納ムヘシ

第十二條 刀、服裝及姿勢ノ點檢ハ先ツ(一)(二)ノ號令ヲ下シテ列員ノ間隔ヲ取ラシメ次ニ(三)以下ノ號令ヲ下シ之ヲ行フヘシ

(一)前列六(三)步前(後列)何「步後」へ進、

(二)奇(偶)數伍三步前(六步後)へ進、

(三)抜ケ 刀、

(四)收メ 刀、

(五)偶(奇)數伍(閉メ)三步前(六步後)へ進、

(六)脱レ 帽、

此ノ豫令ニテ列員ハ右手ノ拇指ト食指ヲ以テ帽ノ願紐ヲ脱シ前庇ヲ撮ミ動令ニテ帽ヲ脱シ之ヲ垂





下シ其ノ内部ヲ右股ニ對セシム  
(七)冠

此ノ號令ニテ列員ハ一齊ニ冠帽スヘシ

茲ニ於テ點檢官ハ更ニ各列ノ右翼前面ヨリ左翼ヲ通過シテ背面ニ廻リ順次各員ノ姿勢及被服手套  
刀鞘刀帶靴等ヲ詳細ニ點檢スヘシ

第十三條 禮式ノ點檢ヲ行ハントスルトキハ受檢人員ヲ約二分シ相當ノ間隔ヲ以テ各一列ニ對向セ  
シメ點檢官、指揮官其ノ他ノ警部巡查部長ハ列員ノ相對向スル側面ニ立テ適宜號令又ハ指示ヲ以  
テ左ノ順序ニ依リ之ヲ行フヘシ

一 天皇ニ對スル室内ノ敬禮

二 上官ニ對スル室内ノ敬禮

三 同僚ニ對スル室内ノ敬禮

四 上官ヨリ書類物件ヲ受ケ又ハ之ヲ呈スル場合ノ敬禮

五 行幸ニ遇ヒタル場合ノ敬禮

六 警視以上及所屬支署長ニ對スル室外ノ敬禮及其ノ他ノ上官ニ對スル室外ノ敬禮

七 同僚ニ對スル室外ノ敬禮

前項第一號第二號第四號ノ敬禮其ノ他停止間ノ敬禮ハ指揮官ヲ以テ受禮者ニ擬シ行進間ノ敬禮ハ  
列員ノ各右翼ヨリ順次之ヲ行ハシメ其ノ一方ヲ行進者他方ヲ受禮者ニ擬ス  
停止間ノ敬禮終リタル者ハ其ノ舊位ニ復シ行進間ノ敬禮ヲ終リタル者ハ其ノ對面ノ列員ノ背後ニ

立ッ

第十四條 前條ノ點檢終リタルトキハ指揮官ハ列員ヲ又銃線ニ就ケ銃ヲ解カシメ之ヲ二隊ニ分チ若  
ハ假設ニ依リ適宜號令又ハ指示ヲ以テ左ノ順序ニ依リ點檢ヲ行フヘシ

一 天皇ニ對スル部隊ノ敬禮

二 御眞影拜賀ノ場合ニ於ケル部隊ノ敬禮

三 警視以上及所屬支署長ニ對スル部隊ノ敬禮

四 部隊相遇ノ場合ノ敬禮

第十五條 執銃ノ場合ニ於ケル各個ノ敬禮ハ第十三條ニ準シ點檢ヲ行フヘシ

第十六條 水上ノ敬禮ハ隨時適宜ノ方法ヲ以テ點檢ヲ行フヘシ

第十七條 操練ノ點檢ハ警察操典ニ依リ其ノ種目ヲ示シ之ヲ行フヘシ

第三章 乙種點檢

第十八條 乙種點檢(宿舍點檢ヲ除ク)ハ警務部出張所支署及支署出張所所在地在勤ノ者ニ對シテハ  
警務部出張所支署又ハ支署出張所ニ召集シ其ノ他ノ者ニ對シテハ監督巡視ノ際之ヲ行フ其ノ回数

ハ共ニ毎月一回以上トス

第十九條 物品ノ點檢ヲ行ハントスルトキハ受檢者ハ其ノ現ニ著裝セルモノヲ除クノ外左ノ順序ニ  
依リ之ヲ豫定ノ場所ニ整頓シ名刺ヲ添付シ各自其ノ傍ニ在ルヘシ但シ宿舍點檢ト併セ行フトキハ

本條ノ物品ハ其ノ室内便宜ノ場所ニ整頓シ置クヘシ

一 衣、袴、手袋、外套、縮草

- 二 下著、靴下
  - 三 長靴、短靴
  - 四 提燈及其ノ附屬品
  - 五 甲種點檢ニ供セサル物品及銃ノ附屬並彈藥
- 第二十条 物品ノ整頓終レハ指揮官ハ點檢官ノ臨場ヲ請ヒ其ノ物品ヲ一廉毎ニ披展シ若ハ受檢者ヲシテ之ヲ披展セシメ點檢ニ供スヘシ
- 點檢官ハ物品ノ員數、使用、修理及洗滌ノ適否ヲ詳細ニ點檢シ不都合ト認ムルモノハ期日ヲ定メ之ヲ補填修理其ノ他ノ處置ヲ爲サシムヘシ
- 第二十一条 宿舍點檢ハ毎月一回以上各宿舍ニ就キ左ノ各號ニ依リ之ヲ行フヘシ
- 一 宿舍内外ノ掃除ノ適否
  - 二 障子、襖等ノ補修其ノ他小破修繕ノ行否
  - 三 家具、諸雜品ノ整理ノ良否
  - 四 其ノ他ノ必要ト認ムル事項
- 附 則
- 此ノ規程ハ之ヲ巡捕ニ準用ス

● 巡查訓授規程 (明治三十九年八月三日) (警務部訓令第二十五號)

關東洲民政署巡查訓授規程左ノ通相定ム

關東洲民政署巡查訓授規程

- 第一條 訓授ハ警察事務ノ進捗及統一ヲ圖リ且巡查ノ心術ヲ涵養スルヲ以テ目的トシ左ノ各號ニ就キ之ヲ行フヘシ
- 一 服務上ノ心得
  - 二 職務上必要ナル法規ノ要旨
  - 三 事務取扱及職務執行ノ方法
  - 四 當日又ハ最近ニ處分若ハ著手スヘキ事件ノ要旨
  - 五 前各號ノ外必要ト認ムル事項
- 第二條 訓授ハ専ラ實務ニ資スル爲平易懇切ヲ旨トシ濫ニ理論ニ涉リ若ハ形式ニ流レサルコトニ注意スヘシ
- 第三條 訓授ハ主任警部又ハ其ノ代理官ニ於テ之ヲ行フ
- 第四條 訓授ハ警務部出張所、支署又ハ支署出張所所在地ニ在勤スル者ニ對シテハ勤務當日交代時刻前ニ於テ之ヲ行ヒ其ノ他ノ地ニ在勤スル者ハ毎月其ノ半數ツツ各一回以上召集ノ上訓授ヲ爲スノ外監督巡視ノ際之ヲ行フヘシ
- 前項ノ外訓授ヲ爲スノ必要アリト認ムルトキハ隨時之ヲ行フヘシ
- 第五條 訓授ハ一定ノ場所ニ於テ椅卓ニ倚ラシメ之ヲ行フヲ例トシ其ノ席次ハ豫メ指定シ置クヘシ應舍其ノ他ノ都合ニ依リ前項ノ規定ニ依ルコト能ハサルトキハ便宜ニ從フ
- 第六條 訓授場ニ於テハ姿勢ヲ正シ私語談笑、喫烟其ノ他怠慢非禮ノ所爲アルヘカラス

訓授中止ムラ得サル事故ノ爲退場セントスルトキハ許可ヲ受クヘシ

第七條 訓授ノ際上官ニ對シ上申セントスルトキハ發言ノ許可ヲ受ケ椅子ニ倚リタルトキハ起立シ整列シタルトキハ適宜前進シテ之ヲ爲シ終テ舊位ニ復スヘシ但シ指名ヲ以テ爲シタル質問ニ對シ答申スルトキハ許可ヲ受クルノ限ニ在ラス

第八條 警務部出張所、支署、支署出張所及警察官吏駐在所ニハ訓授録ヲ備ヘ置キ訓授ノ要領ヲ記載スヘシ

監督員警察官吏派出所ヲ巡視シタルトキハ訓授ノ形式ニ依ラスシテ單ニ注意シタル事項ト雖總テ之ヲ訓授録又ハ日誌ニ記載スヘシ

第九條 訓授録ハ隨時警務部長又ハ支署長ノ檢閲ヲ受クヘシ

警務部長又ハ支署長其ノ檢閲シタル事項ニ付意見アルトキハ之ヲ欄外ニ記入シ下付スヘシ

第十條 訓授シタル事項ニシテ其ノ訓授ヲ受ケタル以外ノ者ニモ之ヲ知ラシムル必要アリト認ムルトキハ訓授録ヲ謄寫シ適宜之ヲ配布スヘシ

前項ノ配付ヲ受ケタルトキハ關係職員ニ周知セシメタル後別ニ之ヲ編綴シ保存スヘシ

附 則

此ノ規程ハ之ヲ巡捕ニ準用ス

●消防組規程(明治三十九年八月十六日) (警務部)  
(訓令第二十六號) (支署)

消防組規程左ノ通相定ム

消防組規程

第一條 火災警戒防禦ノ爲必要ト認ムル地ニ消防組ヲ置ク

第二條 消防組ハ頭取一人小頭及消防手若干人ヲ以テ組織ス

前項ノ外必要ニ應ジ機關手及調馬手ヲ置ク

第三條 頭取ハ警察官ノ命ヲ承ケ小頭以下ノ指揮取締ニ任シ庶務ヲ掌理ス

小頭ハ頭取ヲ補佐シ頭取差支アルトキハ小頭中高級故參ノ者其ノ職務ヲ代理ス

第四條 消防組員ハ警務部長又ハ支署長之ヲ命免ス

第五條 消防組員ハ左ノ各號ニ適合スル者ヨリ之ヲ採用ス但シ重罪ノ刑又ハ強竊盜詐偽取財罪又ハ之ニ準スヘキ刑罰ヲ受ケ若ハ豫戒命令ヲ受ケタル者ハ之ヲ採用スルコトヲ得ス

一 消防組設置區域内ニ居住スル者

二 年齢十八歳以上ニシテ身體強壯ナル者

三 平素行爲粗暴ナラサル者

第六條 消防手ハ頭取ノ推薦ニ依リ採用スルモノトス

第七條 消防手ニシテ辭職セントスルトキハ頭取ヲ經由シ警務部長又ハ支署長ニ願出ヘシ

第八條 消防組員旅行セントスルトキハ第一號及第二號ノ場合ハ警務部長又ハ支署長第三號ノ場合ハ頭取ニ届出ヘシ但シ小頭以下ノ者ヨリ警務部長又ハ支署長ニ届出ヲ爲ストキハ頭取ヲ經由スルコトヲ要ス

一 頭取、小頭關東洲外ノ旅行及消防組區域外ニ於ケル五日以上ノ旅行



一等給 銀三圓  
 二等給 銀二圓  
 三等給 銀一圓五十錢

第十九條 小頭以下ニシテ専務トシテ消防事務ニ従事スル者ニハ前條ノ規定ニ依ラス民政長官ノ認可ヲ經テ月給銀三十五圓以內ヲ給與スルコトヲ得

前項ノ月給ヲ受クル者缺勤シタルトキハ日割ヲ以テ其ノ給額ヲ減ス但シ職務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 月給ハ採用、昇給、降給トモ發令ノ翌日ヨリ起算シ解職ノ月ハ日割ヲ以テ計算ス官ノ都合ニ依リ解職シタルトキ又ハ死亡シタルトキハ當月分ノ月給全額ヲ給與ス

第二十一條 消防組員消防ノ爲出場シ又ハ警戒若ハ演習ニ従事シタルトキハ左ノ區別ニ依リ出場手當ヲ給與ス但シ第十九條ノ月給ヲ受クル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條 消防組員ニ貸與スヘキ被服ハ別記圖例ニ依ル其ノ品目員數及保存期間左ノ如シ

職別	取	消防				警戒又ハ演習手當一日又ハ一夜
		分間以內	三時間以內	六時間以內	十時間以內	
頭	銀一圓	銀二圓	銀三圓	銀四圓	銀五圓	
小頭	同五十錢	同一圓	同一圓五十錢	同二圓	同三圓	
調機消馬關防手手手	同四十錢	同八十錢	同一圓	同一圓五十錢	同二圓	
					同三十錢	

刺子頭巾 一著 二年  
 裕又ハ刺子半纏 一著 二年  
 單半纏 一著 一年  
 單股 各一著 一年  
 腹掛 一著 一年  
 刺子足袋 二足 一年

機關手又ハ調馬手ニ洋服ヲ貸與スルトキハ前項ニ準シ適宜其ノ品目員數及保存期限ヲ定ムヘシ

第三十三條 保存期限ヲ經過シタル被服ハ之ヲ本人ニ給與スルコトヲ得

第二十四條 解職又ハ死亡シタル者ノ被服ハ之ヲ返納セシムヘシ其ノ保存期限ヲ經過シタルモノト雖亦同シ

第二十五條 消防手關東洲外ヘ旅行セントスルトキハ其ノ被服ヲ一旦頭取ニ依テシ歸著ノ上之ヲ受領スヘシ

第二十六條 消防組員職務ノ爲死歿シ又ハ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル爲退職シタルトキハ左ノ區分ニ依リ祭祀料、遺族扶助料、休業手當、退職補助料ヲ給與シ其ノ治療ハ官費ヲ以テ之ヲ行フ

職別	取	遺族扶助料		退職補助料		
		祭祀料	休業手當	一等傷病	二等傷病	三等傷病
頭	銀五十圓	銀三百圓	一日銀二圓	銀三百圓	銀二百圓	銀百圓
小頭	同三十圓	同二百圓	同八十錢	同二百圓	同百五十圓	同八十圓

消防	同二十圓
馬關防	同百五十圓
手手	同五十錢
	同百五十圓
	同百圓
	同五十圓

第二十七條 祭祀料及遺族扶助料ハ遺族ノ請求ニ依リ之ヲ給與ス但シ祭祀料ハ遺族ニアラサルモ死者ノ爲祭祀ヲ行フ者アルトキハ之ヲ給與スルコトヲ得

第二十八條 休業手當ハ傷痍又ハ疾病治療ノ爲休業セル日數ニ應シ之ヲ給與ス

第二十九條 退職給助料ヲ給與スヘキ傷痍疾病ノ等差ハ左ノ各號ニ依ル

一等傷病 兩眼ヲ盲シ若ハ二肢以上ヲ亡ヒタル者及之ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者

二等傷病 一肢ヲ亡ヒ若ハ二肢ノ用ヲ失ヒタル者及之ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者

三等傷病 一眼ヲ盲シ若ハ一肢ノ用ヲ失ヒタル者及之ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者

第三十條 第二十六條ニ依ル諸給與ハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル日ヨリ一箇年以内ニ請求スルニ非サレハ之ヲ給與セス

第三十一條 消防組員職務上功勞顯著ナル者ニハ適宜金員物品ヲ賞與シ又ハ賞狀ヲ授與スルコトアルヘシ

第三十二條 消防組員規定又ハ指揮命令ニ違背シ若ハ怠慢失誤アリタルトキハ其ノ情狀ニ依リ左ノ各號ニ照シ之ヲ懲戒ス

- 一 免 職
- 二 停 給
- 三 譴 責

第三十三條 停給ハ十日以上六箇月以内トス

停給ニ處セラレタル者ハ其ノ間月給ヲ給與セス

第三十四條 頭取ハ左ノ簿冊ヲ備ヘ置キ常ニ其ノ異動ヲ訂正シ實地ニ適合セシムヘシ

- 一 消防組員名簿
  - 二 消防器具臺帳
  - 三 消防組員賞罰録
  - 四 警防出場人員名簿
  - 五 其ノ他必要ト認ムル簿
- 第三十五條 頭取ハ消防器具保管ノ責ニ任シ毎月一回以上消防器具及其ノ置場ヲ巡檢シ異狀アルトキハ速ニ警務部長又ハ支署長ニ報告スヘシ

附 則  
此ノ規程ニ定ムルモノノ外必要ナル細則ハ警務部長又ハ支署長之ヲ定メ民政長官ニ報告スヘシ  
(別記圖例略ス)

◎告 示

●殘留財産調査ノ爲メ渡航者取締規則中改正(明治三十九年六月十二日 關東總督府告示第二號)

本年一月告示殘留財産調査ノ爲メ渡航者取締規則第四條ニ左ノ通り追加ス  
但シ特殊ノ事情アルモノニ限り情ヲ具シテ出願スルトキハ本條ノ期限ヲ明治三十九年十二月十五日迄猶豫スルコトアルヘシ

●殘留財産調査ノ爲メ渡航ノ外國人渡航許可證不要ノ件

(明治三十九年八月三十日 關東總督府告示第三號)

(明治三十九年九月一日關東都督府告示第八號ヲ以テ露國人ノ渡航許可ニ關スル件改正)

殘留財産調査ノ爲メ渡航スル外國人ハ明治三十九年九月以後ハ陸軍省ノ渡航許可證ヲ携帶スルヲ要セス

但シ露國人ニ就テハ當分從前ノ例ニ依ル

●諸稅滯納者財産差押執行並帳簿物件調査吏員證票

(明治三十九年五月二日 告示第二十五號)

諸稅其ノ他諸收入滯納者ノ財産差押ヲ執行スル吏員及營業稅規則第十四條雜種稅規則第九條ニ依リ

業務ニ關スル帳簿物件ヲ調査スル吏員ニハ左式ノ證票ヲ交付ス  
前項ノ執行及調査ニ從事スル吏員ハ關係者ノ請求アルトキハ之ヲ示スヘシ  
(證票略ス)

●東清鐵道公衆列車保護ノ件(明治三十九年五月十八日 告示第二十六號)

近來東清鐵道公衆列車内ニ於テ往々馬賊ノ害ヲ被ル者アリ之カ保護ノ爲五月十七日ヨリ守備兵ヲ乘車セシメラル等ニ付旅客ハ左ノ事項ヲ心得フヘシ

- 一 多額ノ金錢其ノ他貴重品ヲ携ヘ遠行スル者ニシテ乗車中ノ保護ヲ受ケントスルトキハ乘車地守備隊長ニ其ノ旨願出ツヘシ
- 二 保護ノ出願ヲ受ケタル守備隊長ハ其ノ旅客ノ携帶品ヲ調査シ必要ト認メタルトキハ保護證ヲ附與シ乘車スヘキ列車番號ト坐乘スヘキ客車トヲ指示ス
- 三 保護ヲ受ケントスル旅客ハ乘車一日前ニ乘車地守備隊長ニ其ノ保護ヲ出願シ保護證ヲ受ケ指定ノ客車ニ坐乘スヘシ
- 四 旅客ノ携帶スル金錢其ノ他貴重品少額ナル爲守備隊長ニ於テ特別保護ノ必要ナシト認メタルトキハ其ノ保護ヲ謝絶スルコトアルヘシ
- 五 護衛兵乗込ノ客車ニ坐乘セントスル者ニシテ被保護者タルノ證明書ナキ者ニ對シテハ守備隊長若ハ護衛兵ニ於テ其ノ所持品一切ヲ検査シタル後ニ非サレハ乘車スルヲ許サス  
但シ日本人及外國人ハ此ノ限ニ在ラス

- 六 被保護者ハ守備隊長其ノ他護衛兵ニ對シ金錢物品等ノ報酬ヲ要セサルノミナラス如何ナル名義ヲ以テスルモ金錢物品等ヲ贈與スルヲ許サス
- 七 護衛兵乗込ノ客車ニ坐乘スル旅客ニシテ護身用兵器ヲ所持スル者アルトキハ乗車中護衛兵ニ於テ之ヲ預リ置キ下車ノ際之ヲ本人ニ還付スルモノトス

●大連魚市場設立認可 (明治三十九年五月二十日) (告示第二十七號)

今般左記ノ通魚市場設立ノ件ヲ認可セリ

- 一 市場ノ名稱 合資關東魚市場  
組合關東魚市場
- 二 市場ノ位置 大連市信濃町
- 三 取引區域 大連市一圓
- 四 資本金 銀五萬圓(內拂込濟銀一萬圓)
- 五 手數料 一割五分
- 六 開業年月日 明治三十九年五月二十日
- 七 市場管理者氏名 專務取締役木村政平、取締役山下善五郎

●大連棧橋使用規則 (明治三十九年五月二十日) (告示第二十八號)

本日ヨリ軍事上支障ナキ限り左ノ規則ニ依リ大連棧橋及倉庫上屋ノ使用ヲ公衆ニ許可セラル  
大連棧橋使用規則

- 第一條 大連棧橋(東四棧橋)ニ繫船セムトスル者ハ豫メ船主(若クハ船長)又ハ代理者ヨリ第一號書式ノ願書ヲ陸軍運輸部大連出張所ニ提出シ繫船免狀ヲ受クヘシ
- 第二條 繫船免狀ヲ受ケタル船舶ハ繫船後直チニ積荷目録及旅客氏名表ヲ同出張所ニ提出スヘシ
- 第三條 繫船免狀ヲ受ケタル船舶ハ總噸數每一噸ニ付每一日銀五錢ノ割合ヲ以テ繫船料ヲ關東洲民政署ニ納ムヘシ
- 第三條 免狀ニ記載スル船舶繫留期間ヲ過キ尙ホ繫留セムトスルトキハ第二號書式ノ願書ニ繫船免狀ヲ添ヘ陸軍運輸部大連出張所ニ差出シ更ニ免狀ヲ受クヘシ
- 前項ノ免狀ヲ受ケタル者ハ其超過一日毎ニ第二條ノ繫船料倍額ヲ納ムヘシ
- 第四條 棧橋ニ繫留シタル船舶ニ人畜荷物ヲ積載シ又ハ之レヲ揚陸セムトスルトキハ船長船主荷主又ハ代理者ヨリ第三號書式願書ヲ陸軍運輸部大連出張所ニ提出シ免狀ヲ受クヘシ
- 前項ノ免狀ヲ受ケタル者ハ左ノ使用料ヲ民政署ニ納ムヘシ
  - 旅客一人(手荷物共) 銀五錢(滿十二歲以下半額)
  - 獸類一頭 銀二十錢
  - 重量物量目一噸 銀十錢
  - 輕量物容積一噸 銀十錢
  - 鳥魚類ハ容器ニ對シテ容積ヲ以テ算ス
- 本條ノ荷物ハ速ニ之ヲ船積シ若クハ之ヲ棧橋外ニ運搬スヘシ加何ナル理由アルモ一日以上之レヲ殘置スルコトヲ許サス



- 第五條 繫船免狀ヲ受ケタル船舶ハ陸軍運輸部大連出張所長指定ノ場所ニ繫留スヘシ  
陸軍運輸部大連出張所長ハ必要ニ由リ繫留ノ場所ヲ變更シ若ハ一時棧橋ヲ離レシムルコトアルヘシ此場合ニ在リテハ之ニ要スル時間ヲ除キ繫船料ヲ算ス
- 第六條 陸軍運輸部大連出張所長ハ必要ニ由リ繫船免狀ヲ取消スコトアルヘシ此場合ニ於テ繫船免狀ノ時限ニ滿タサルトキハ繫船料ヲ徵收セス
- 第七條 繫船用ノ曳船並ニ防舷物ハ陸軍運輸部大連出張所長ニ於テ之ヲ供給ス但シ之ニ依テ損害ヲ生スルコトアルモ陸軍運輸部大連出張所ハ其責ニ任セス
- 第八條 船長若クハ船員ノ過失怠慢等ニ依リ棧橋及附屬物ヲ毀損シタルトキハ船長若クハ船主之ヲ賠償スヘシ
- 第九條 船舶ニ積載スヘキ荷物若クハ揚陸シタル荷物ヲ一時棧橋ニ集積セムトスルモノハ第四號書式ノ願書ヲ陸軍運輸部大連出張所ニ提出シ免狀ヲ受クヘシ但シ荷物集積期間ハ三日ヲ超ユルコトヲ得ス
- 前項ノ免狀ヲ受ケタル者ハ一平方坪ニ付每一日銀一錢ヲ民政署ニ納ムヘシ
- 第十條 倉庫及上屋ヲ使用セムトスル者ハ第五號書式ノ願書ヲ陸軍運輸部大連出張所ニ提出シ免狀ヲ受クヘシ
- 第十一條 前條ノ免狀ヲ受ケタル者ハ一平方坪ニ付每一日銀二錢ヲ民政署ニ納ムヘシ其指定期限ヲ過キ尚ホ荷物ヲ藏置セムトスルトキハ第五號書式ニ準シ使用繼續願ヲ陸軍運輸部大連出張所ニ提出シ更ニ免狀ヲ受クヘシ

- 此場合ニ於テハ使用料ハ第三條第二項ニ據ル
- 第十二條 爆發質若クハ高度燃燒質ノ物品(爆發物トハ「アラスチン」「セラチン」「澤藥包」「爆發管」「ダイナマイト」「煙火管」ノ類ヲ謂ヒ高度燃燒質ノ物品トハ「アルメ」「生石油」「石油」「ナフタ」「ナフタリン」「ラングリン」ヲ指シ「ロソク」「瀧」「松精油」ノ類其他華氏九十五度以上ノ熱度ニ依リ發火スヘキ氣體ヲ發スルモノヲ謂フ)ヲ搭載スル船舶ハ棧橋ニ繫クコトヲ許サス
  - 前項ノ物品並石炭荷足其他他物ヲ汚染スヘキ荷物ハ倉庫若クハ上屋ニ藏置シ若クハ棧橋ヨリ陸揚船積スルコトヲ得ス
  - 第十三條 免狀ヲ受ケタル期間ヲ過キ仍ホ船舶又ハ荷物ノ處理ヲナサルトキハ陸軍運輸部大連出張所ハ船主又ハ荷主ノ負擔ヲ以テ適宜之ヲ除去スルコトアルヘシ但シ之ニ因テ損害ヲ生スルモ出張所其責ニ任セス
  - 第十四條 棧橋上ニ於ケル作業ハ晝間ニ限ル但シ特別ノ事情アルモノハ夜間ト雖モ之ヲ特許スルコトアルヘシ
  - 第十五條 陸軍運輸部大連出張所及民政署ハ棧橋、倉庫若クハ上屋ニ存置スル荷物ニ關シ相當ノ注意ヲ爲スト雖モ其亡失損害ニ對シテハ一切其責ニ任セス
  - 第十六條 此規則ニ規定セザル事項ニ付テハ總テ陸軍運輸部大連出張所若クハ民政署ノ命スル所ニ遵依スヘシ
- 附 則
- 第十七條 軍用ノ船舶若クハ荷物ニ付テハ此規則ヲ適用スルノ限リニ在ラス
  - 第十八條 此規則ニ定ムル願書其他一切ノ書類ハ正副二通ヲ作り民政署ヲ經テ之ヲ提出スヘシ



第十九條 此規則ニ於テ一日ト稱スルハ二十四時間ヲ謂ヒ二十四時間未滿及一平方坪未滿ハ一日一噸及一平方坪トシテ計算ス  
(書式略ス)

●大連棧橋出入者心得(明治三十九年五月三十一日 告示第二十九號)

今般大連棧橋及倉庫上屋ノ使用ヲ許可セラレタルニ付テハ同埠頭出入者ハ左ノ事項ヲ心得ヘシ

- 一 船舶、船員、乘客又ハ貨物ニ關係アル者ノ外埠頭ニ出入スヘカラス
- 一 埠頭ニハ軍用ノ外荷馬車ノ出入ヲ禁ス但シ其ノ區域ハ標木ヲ以テ指示ス
- 一 陸海軍官憲職員及公用ヲ帶ヒタル者ノ外夜間埠頭ニ出入スルヲ禁ス但シ繫留船舶ノ船員タル證明アル者及特ニ夜間荷物取扱ヲ許可セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス
- 一 倉庫内及燃焼シ易キ貨物ノ附近ニ於テ喫煙ヲ爲シ又ハ火氣ヲ弄スルヲ禁ス

●日本橋以北公用ノ外荷馬車通行禁止(明治三十九年六月一日 告示第三十號)

明治三十九年六月五日ヨリ日本橋以北ハ公用ノ外荷馬車ノ通行ヲ禁止ス  
但シ汚物、汚水運搬車ノ通行ハ此ノ限ニ在ラス

●旅順ニ於ケル漁業許可願書提出方(明治三十九年六月八日 告示第三十一號)

旅順支署管轄區域内ニ於テ關東州漁業取締規則ニ依リ漁業ノ許可ヲ受ケントスルモノハ關東州水産組合旅順支部ヲ經由シタル願書ヲ旅順支署ニ提出スヘシ

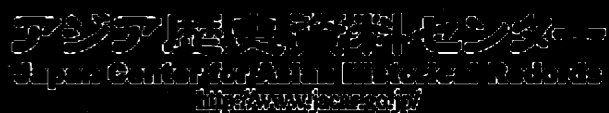
●粗雜家屋取拂ノ件(明治三十九年六月十三日 告示第三十二號)

左記家屋ノ所有者又ハ管理者ハ明治三十九年七月十日限り該家屋ヲ取拂ヘフシ但シ該期限内之カ取拂ヲ爲サ、ルトキ又ハ之ヲ爲スヘキモノ在ラサルトキハ官ハ家屋ノ所有者又ハ管理者ノ費用ヲ以テ之カ取拂ヲ執行スヘシ  
前項ニ依リテ取拂ヲ命セラレタル家屋所在地ノ貸下ハ前項ノ期日又ハ取拂終了ノ日ヲ限り之ヲ取消ス但シ家屋ノ一部分又ハ附屬家屋ノ取拂ヲ命セラレタル者ニ付テハ本項ヲ適用セス  
(左記略ス)

●旅順魚市場設立認可(明治三十九年六月二十二日 告示第三十三號)

今般左記ノ通魚市場設立ノ件ヲ許可セリ

- 一 市場ノ名稱 合資旅順魚市場  
組合旅順魚市場
- 二 市場ノ位置 旅順朝日町二丁目一番地
- 三 取引區域 旅順一圓
- 四 資本金 銀一萬八千圓(内拂込銀四千五百圓)
- 五 手数 數料 一割五分
- 六 開業年月日 明治三十九年六月十六日
- 七 市場管理者ノ氏名 理事長村上鶴藏



●倉庫使用規程(明治三十九年六月二十二日)

(明治三十九年九月一日閣東部會  
府告示第十號ヲ以テ本告示廢止)

●電話加入許可者並加入料下戻ニ關スル件(明治三十九年六月二十九日)  
電話加入ヲ本期ニ於テ左記ノ通許可ス箇數ヲ削減セラレタル者及本期許可ニ漏レタル者ハ其ノ申込  
順位ヲ保存シ次期ニ於テ架設ス加入ヲ許可セラレタル者及次期ニ於テ其ノ申込ヲ保存スルノ希望ナ  
キ者ハ七月十日限り加入料下戻ヲ請求スヘシ此ノ期日ヲ經過シタルトキハ何等ノ事由アルモ加入料  
ヲ返納セス  
(左記略ス)

●大連市市場貸下規程中改正(明治三十九年七月十三日)

(告示第三十七號)

明治三十八年八月告示第四號大連市市場貸下規程中左ノ通改正シ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
第四條ヲ左ノ通改正ス  
貸下ノ許可ヲ受タル者ハ許可ノ日ヨリ五日以内ニ其ノ月分ノ貸下料ヲ納付シ其ノ後ハ毎月五日迄  
ニ納付スヘシ  
貸下ノ許可ヲ受ントスル者ハ販賣店ニ在リテハ二箇月分附屬地ニ在リテハ四箇月分ノ貸下料ニ相  
當スル金額ヲ保證金トシテ貸下願書ニ添ヘ納付スヘシ若シ此ノ手續ヲ爲ササレハ貸下ヲ許可セス  
第九條中左ノ但書ヲ加フ

但シ第一號第五號ノ商品ニ限リ同一店舗ニ於テ販賣ルコトヲ得ス

●大連商品陳列館陳列料改正(明治三十九年七月十五日)

(告示第三十八號)

大連商品陳列館陳列料左ノ通改正シ明治三十九年八月一日ヨリ之ヲ施行ス  
一區 一箇月ニ付 金五圓

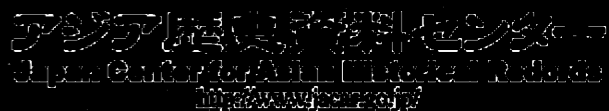
●電話規則(明治三十九年七月二十二日)

(告示第三十九號)

電話規則左ノ通相定ム

電話規則

- 第一條 電話交換ニ加入セムトスル者ハ一加入毎ニ加入申込書ヲ差出スヘシ  
他人ノ所有ニ係ル家屋ニ電話機ヲ設置セムトスルトキハ其ノ家屋所有者ノ承諾書ヲ加入申込書ニ  
添付スヘシ
- 第二條 電話加入ハ二人以上合同シテ一加入ヲ爲スコトヲ得ス
- 第三條 電話開通ノ順序ハ加入申込登記ノ順序ニ依ル
- 第四條 電話加入ノ申込ヲ受理シタルトキハ其ノ申込順序ニ依リ之ヲ原簿ニ登記シ其ノ順序ヲ申込  
者ニ通知スヘシ
- 第五條 左ノ各號ノ場合ニ於ケル電話ノ開通ハ申込登記ノ順序ニ依ラス之ヲ繰上クルコトヲ得  
一 官廳公署及公益事業等ノ用ニ供スルモノニシテ特急架設ノ必要アリト認メタルモノ



二 工事施行上ノ都合ニ依ルモノ

第六條 左記各號ノ場合ニ於ケル電話ノ開通ハ申込登記ノ順序ニ依ラス之ヲ繰延フルコトアルヘシ

一 一人ニシテ現ニ二箇以上ノ加入申込ヲ爲シタル場合ニ於ケル一箇以外ノ申込同一戸内ニ住居スル家族又ハ同居者等ノ名義ヲ以テテタル加入申込ハ一名義ヲ以テテタルモノト看做ス

二 工事施行上順序ニ依リ難キモノ

三 電話開通工事施行ノ猶豫ヲ請求シタルモノ

四 電話開通工事著手ノ通知ヲ受ケタル後電話機設置場所ノ變更ヲ請求シタルモノ

第七條 加入申込者又ハ加入者其ノ電話機及附屬物品ノ設置場所ヲ變更又ハ移轉セムトスルトキハ其ノ請求書ヲ差出スヘシ但シ移轉セムトスル設置場所ニシテ他人ノ所有家屋ニ係ルトキハ第一條第二項ノ規定ヲ準用ス

第八條 加入申込者其ノ申込ヲ取消サムトスルトキハ其ノ請求書ヲ差出スヘシ

第九條 電話加入期間ハ電話開通ノ日ヨリ起算シ滿一箇年トス但シ其期間ノ末日カ第二十條ニ掲クル一期ノ中途ナルトキハ該期日迄ノ日數ヲ附加ス

前項ノ加入期間以後ハ毎六箇月ヲ以テ一加入期間トス

第十條 加入者其ノ加入ヲ取消サムトスルトキハ當該加入期ノ末日ヨリ十五日以前ニ其ノ請求書ヲ差出スヘシ若シ其ノ期間内ニ之ヲ爲ササルトキハ次期ノ加入ヲ繼續スルモノト看做ス

第十一條 加入申込者ノ名義ハ第十二條ノ場合ヲ除クノ外之ヲ他人ノ名義ニ變更スルコトヲ得ス

加入者其ノ加入ノ名義ヲ變更セムトスルトキハ當事者ノ連署シタル請求書ヲ差出シ承認ヲ受クヘシ

第十二條 加入者又ハ加入申込者死亡又ハ失踪ノ場合ニ於テ其ノ加入ヲ繼承セムトスル者ハ其ノ相續人又ハ管理人タルノ證明書ヲ添其ノ請求書ヲ差出スヘシ

第十三條 電話開通工事著手ノ際加入申込者ノ所在不明ナルトキ及加入申込者又ハ加入者死亡又ハ失踪ノ場合ニ於テ相續人又ハ管理人ヨリ何等申出ナキトキハ其ノ加入申込又ハ加入ヲ取消スコトアルヘシ

第十四條 電話取扱局所ニ於テスル通話ハ毎五分時間迄ヲ以テ一通話時トシ他ニ通話請求ナキ場合ノ外一通話時ヲ超エテ繼續スルコトヲ得ス其ノ通話順序ハ請求ノ順序ニ依ル但シ通話請求ノ順序ニ依リ接續ヲ爲ス場合ニ於テ之カ通話ヲ爲ササルトキハ其ノ請求ハ消滅スルモノトス

第十五條 加入申込者ハ申込ノトキ加入登記料金二十圓ヲ納ムヘシ

第十六條 加入者其ノ名義ヲ變更セムトスルトキハ第十二條ノ場合ヲ除クノ外其ノ請求ヲ爲ストキ名義書換料金五圓ヲ納ムヘシ

第十七條 加入者ハ電話使用料年額金八十四圓ヲ納ムヘシ

第十八條 加入者第七條ノ請求ヲ爲ストハ左ニ定ムル所ニ依リ指定ノ期日迄ニ機械移轉料ヲ納ムヘシ

一 同一邸宅構内ノ移轉 金三圓

二 同一邸宅構内ニ於テ附屬物品ノミノ移轉 金一圓五十錢

三 他ノ邸宅構内ヘ移轉 金二十圓



第十九條 第十四條ノ通話ヲ請求スル者ハ一通話ニ付電話料金十錢ヲ納ムヘシ

第二十條 電話使用料ハ年額ヲ二分シ左ニ掲クル二期ノ別ニ從ヒ每一期分ヲ其ノ期ノ初月一日ヨリ十日迄ニ之ヲ納ムヘシ

第一期 四月一日ヨリ九月三十日迄

第二期 十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄

第二十一條 加入初期ノ電話使用料ハ電話開通ノ日ヨリ其ノ期ノ末日ニ至ル迄ノ日數ニ應シ年額金ノ日割ヲ以テ開通ノ日ヨリ十五日以内ニ之ヲ納ムヘシ

第二十二條 加入者第九條ノ加入期間内ニ於テ加入ヲ取消シタルトキ又ハ加入ヨリ除名セラレタルトキハ其ノ期間内ニ屬スル電話使用料ノ未納額ヲ一時ニ納ムヘシ加入者第十條ノ取消請求期限ヲ過キテ加入取消ノ請求ヲ爲シタルトキハ其ノ次期ニ屬スル電話使用料ヲ納ムヘシ

第二十三條 電話料ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ納ムヘシ

一 電話取扱局所<sup>自動電話</sup>ニ來ル者ハ一通話時ノ料金ヲ其ノ局所ニ前納シ二通話時以上ニ涉リタルトキハ通話ヲ終リタル後其ノ未納料金ヲ納ムヘシ

二 自動電話所ニ於テ通話セムトスル者ハ當該局所ノ指定スル方法ニ依リ一通話時毎ニ其ノ料金ヲ納ムヘシ

第二十四條 加入登記料、名義書換料及機械移轉料ハ其ノ申込又ハ請求ヲ取消シタルトキト雖之ヲ還付セズ

電話取扱局所ニ來ル者ノ前納シタル電話料ハ既ニ之ヲ受領シタル後又ハ自動電話機ニ差入レタル

後ハ之ヲ還付セズ

第二十五條 加入者第九條ノ加入期間内ニ於テ加入ヲ取消シ又ハ加入ヨリ除名セラレタルトキト雖其ノ期間内ニ屬スル電話使用料ハ之ヲ免除セズ

第二十六條 加入者ノ過失懈怠又ハ故意ニ依ラスシテ電話不通ニ至リ其ノ日數二十日以上ニ亘ルトキハ不通期間ノ電話使用料ヲ徵收セズ若シ既納ノ電話使用料アリタルトキハ加入者ノ請求ニ依リ其ノ不通日數ニ應シ年額金ノ日割ヲ以テ之ヲ還付スヘシ但シ加入者自己ノ都合ニ因リ復舊工事ヲ延期シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 前項不通ノ日數ハ電話取扱局所ニ於テ其ノ事故ヲ認メタル日ヨリ起算ス

第二十八條 加入者ノ料金ニ關スル計算ハ錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ錢位ニ切上ク

第二十九條 前項ノ電話機及其ノ附屬物品ヲ加入者自ラ供給セムトスルトキハ之ヲ請求スヘシ

第三十條 加入者ノ使用ニ供スル電話機設置ノ邸宅構内ニ在ル電話線電話機及其ノ附屬物品ヲ點檢セシムル爲吏員又ハ其ノ所屬員ヲ派遣スル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證票ヲ携帯セシムヘシ

第三十一條 官ハ加入者ノ使用ニ供スル電話線電話機及其ノ附屬物品ヲ撤去シ又ハ移轉スル場合ニ於テ其ノ裝置アリタル遺留物ヲ原形ニ修復スルノ責ニ任セズ

第三十二條 加入者ノ過失懈怠又ハ故意ニ依リ其ノ使用ニ供スル電話線電話機及其ノ附屬物品ヲ亡

後ハ之ヲ還付セズ

第二十五條 加入者第九條ノ加入期間内ニ於テ加入ヲ取消シ又ハ加入ヨリ除名セラレタルトキト雖其ノ期間内ニ屬スル電話使用料ハ之ヲ免除セズ

第二十六條 加入者ノ過失懈怠又ハ故意ニ依ラスシテ電話不通ニ至リ其ノ日數二十日以上ニ亘ルトキハ不通期間ノ電話使用料ヲ徵收セズ若シ既納ノ電話使用料アリタルトキハ加入者ノ請求ニ依リ其ノ不通日數ニ應シ年額金ノ日割ヲ以テ之ヲ還付スヘシ但シ加入者自己ノ都合ニ因リ復舊工事ヲ延期シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 前項不通ノ日數ハ電話取扱局所ニ於テ其ノ事故ヲ認メタル日ヨリ起算ス

第二十八條 加入者ノ料金ニ關スル計算ハ錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ錢位ニ切上ク

第二十九條 前項ノ電話機及其ノ附屬物品ヲ加入者自ラ供給セムトスルトキハ之ヲ請求スヘシ

第三十條 加入者ノ使用ニ供スル電話機設置ノ邸宅構内ニ在ル電話線電話機及其ノ附屬物品ヲ點檢セシムル爲吏員又ハ其ノ所屬員ヲ派遣スル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證票ヲ携帯セシムヘシ

第三十一條 官ハ加入者ノ使用ニ供スル電話線電話機及其ノ附屬物品ヲ撤去シ又ハ移轉スル場合ニ於テ其ノ裝置アリタル遺留物ヲ原形ニ修復スルノ責ニ任セズ

第三十二條 加入者ノ過失懈怠又ハ故意ニ依リ其ノ使用ニ供スル電話線電話機及其ノ附屬物品ヲ亡

失毀損シタルトキ又ハ第三十三條ニ違背セル所爲ニ依リ復舊工事ヲ要スルトキハ加入者ニ於テ其ノ補充又ハ修繕ニ要スル費用ヲ辨償スヘシ

第三十二條 加入者ハ報酬ヲ受ケ其ノ使用ニ供スル電話機ヲ他人ノ用ニ供シ又ハ報酬ヲ受クル者ニ之ヲ貸與スヘカラス

第三十三條 加入者ハ其ノ使用ニ供スル電話線、電話機及其ノ附屬物品ヲ取外シ若ハ移轉シ又ハ其ノ装置法ヲ變更シ若ハ之ヲ分解スヘカラス但シ水火其ノ他ノ事變ニ際シ保護ノ目的ニ出テタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

加入者ハ其ノ使用ニ供スル電話線、電話機及其ノ附屬物品ニ他ノ線條機械等ヲ連結スヘカラス

第三十四條 加入電話使用料ヲ規定ノ期日迄ニ納付セサルトキ又ハ第三十一條ノ補修費ヲ辨償セサルトキハ其ノ滞納ノ期間通話ヲ停止スヘシ

加入者前條第一項ニ違背スル所爲アリタルトキ又ハ故ナク第二十九條ノ點檢ヲ拒ミタルトキハ七日以内ノ期間通話ヲ停止スルコトアルヘシ

第三十五條 加入者第三十二條ニ違背スルノ所爲アリタルトキ又ハ前條第一項ニ依リ通話ヲ停止セラレタル日ヨリ三十日以内ニ滞納ノ金額ヲ納付セサルトキハ加入ヨリ除名スヘシ

加入者第三十三條第二項ニ違背シタルトキ又ハ前條第二項ニ依リ一年三回以上通話ヲ停止セラレタルトキハ加入ヨリ除名スルコトアルヘシ

第三十六條 前條ニ依リ加入ヨリ除名セラレタル者ハ其ノ除名ノ日ヨリ滿一箇年ヲ經過スルニ非サレハ再ヒ加入スルコトヲ得ス

第三十七條 官ハ電話交換ヨリ生スル一切ノ事故ニ對シ其ノ責任セス

第三十八條 電話加入申込及此ノ規則ノ各條ニ規定スル請求ハ關東洲民政署庶務部ニ之ヲ爲スヘシ

第三十九條 電話ニ關スル納金ハ此ノ規則中別ニ規定アルモノノ外關東洲民政署財務部ニ之ヲ納ムヘシ

附 則

第四十條 此ノ規則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十一條 此ノ規則施行前ニ於ケル電話加入申込ハ此ノ規則ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第四十二條 此ノ規則施行前ニ爲シタル電話加入申込ニシテ明治三十九年七月三十一日迄ニ之ヲ取消ス者アルトキハ請求ニ依リ加入料ヲ還付ス

第四十三條 此ノ規則ニ依ル電話加入區域ハ當分ノ内大連市内ニ限ル

●阿片販賣業及煙館營業稅規則中第六條ニ依ル届出方

(明治三十九年七月二十六日) 告示第四十號

明治三十九年署令第二十二號阿片販賣業及煙館營業稅規則中第六條ノ届出ハ口頭又ハ書面ヲ以テ本署直轄内ニ在リテハ本署財務部ニ支署管内ニ在リテハ當該支署ニ之ヲ爲スヘシ但シ書面ヲ以テスルトキハ左ノ書式ニ據ルヘシ

(書式略ス)

告示

●金州支署出張所名稱位置及所轄區域 (明治三十九年七月二十六日)

金州支署管內柳樹屯外二箇所ニ支署出張所ヲ設置シ其ノ名稱位置及所轄區域左ノ通相定ム  
金州支署出張所名稱位置及所轄區域

名	稱	位	置	所	轄	區	域
金州支署	柳樹屯出張所	大連灣會柳樹屯街	大連灣會一圓	三里堡會 十里堡會 莊家屯會 周家屯會 小莊會 老莊會 大莊會 華莊會	廟 會 會 會 會 會 會 會 會 會	廟 會 會 會 會 會 會 會 會 會	廟 會 會 會 會 會 會 會 會 會
金州支署	普蘭店出張所	普蘭店會掛符橋		掛符橋會 普蘭店會 老莊會 華莊會	會 會 會 會	會 會 會 會	會 會 會 會
金州支署	子高出張所	子高街		子高街會 柳樹屯會 莊家屯會 周家屯會	會 會 會 會	會 會 會 會	會 會 會 會

●適合荷馬車ニハ告示第三十號ノ制限ヲ適用セラル件

明治三十九年六月告示第三十號ノ制限ハ同年七月署令第二十三號荷馬車取縮規則ニ定ムル構造ニ適  
 (明治三十九年七月二十七日) 告示第四十二號

合シタル荷馬車ニハ之ヲ適用セス

●常盤公園內地區貸下料中改正 (明治三十九年八月三日)

明治三十八年八月告示第八號常盤公園內地區貸下料中左ノ通改正シ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
第二項中銀五錢ヲ二錢ト改メ左ノ但書ヲ加フ  
但シ興行物ニ就キ地區以外ノ土地貸下ノ場合モ亦之ニ準ス

●大連市市場貸下規程中改正 (明治三十九年八月二十九日)

明治三十八年八月告示第四號大連市市場貸下規程中左ノ通改正シ明治三十九年九月一日ヨリ之ヲ施行ス  
第三條中左ノ但書ヲ加フ  
但シ一等ノ內南部第六號第七號第三十八號第三十九號第四十六號第四十七號第五十四號第五十六號第六十三號第六十四號北部第六號第七號第三十八號第三十九號第四十六號第四十七號第七號ヲ特等トス

●大連市市場貸下料中改正 (明治三十九年八月二十九日)

明治三十八年八月告示第五號大連市市場貸下料中左ノ通改正シ明治三十九年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

告示

八三

八二

販賣店ノ項左ノ通改正ス

販賣店	一區劃	特	一箇月	銀十五圓
	ニ付	二	一箇月	銀七圓
		等		圓

但シ隣接袋區合併ノ區劃ニ限リ別ニ一箇月銀三圓ヲ加フ